

令和 6 年第 4 回定例会

(第 4 日)

令和 6 年12月10日

令和6年第4回平川市議会定例会会議録（第4号）

○議事日程（第4号） 令和6年12月10日（火）

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番 水 木 悟 志
2番 葛 西 厚 平
3番 小 野 誠
4番 北 山 弘 光
5番 葛 西 勇 人
6番 山 谷 洋 朗
7番 中 畑 一二美
8番 石 田 昭 弘
9番 石 田 隆 芳
10番 工 藤 秀 一
11番 福 士 稔
12番 佐 藤 保
13番 原 田 淳
14番 桑 田 公 憲
15番 齋 藤 剛
16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

市 長	長 尾 忠 行
副 市 長	古 川 洋 文
教 育 長	須々田 孝 聖
選挙管理委員会委員長	大 川 武 憲
農業委員会会長	今 井 龍 美
代表監査委員	鳴 海 和 正
総 務 部 長	對 馬 謙 二
財 政 部 長	對 馬 一 俊
市民生活部長	小 野 生 子
健康福祉部長	工 藤 伸 吾
経 済 部 長	田 中 純

建設部長	中江貴之
教育委員会事務局長	一戸昭彦
平川診療所事務長	齋藤恒一
会計管理者	古川聡子
農業委員会事務局長	中畑高稔
選挙管理委員会事務局長	佐藤崇
監査委員事務局長	小田桐功幸

○出席事務局職員

事務局長	今井匡己
総務議事係長	柴田真紀
主査	佐藤吏

○議長（石田隆芳議員） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

本日は、一般質問通告一覧表の第7席から第9席までを予定しております。

なお、第8席、石田昭弘議員及び第9席、葛西勇人議員より、一般質問に関する資料について、事前配付の申出がありましたので、これを許可しております。

第7席、4番、北山弘光議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（北山弘光議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員） 北山弘光議員の一般質問を許可します。

○4番（北山弘光議員） 改めて皆さん、おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可を頂きました、第7席、議席番号4番、美しい郷土を目指す美郷会の北山でございます。通告に従い、一問一答方式により質問させていただきます。

さて、質問に入る前に、このたび、青森朝日放送主催による第23回ふるさと自慢わがまちCM大賞において、我が平川市が、心も身体も●●●のまち！？というタイトルで大賞の栄冠に輝いたことは皆様、御存じのことと思いますが、制作に携わったスタッフ並びに御尽力いただいた方に、心から感謝とお喜びを申し上げたいと思います。おめでとうございました。

これを基に我が平川市が県内、県外広く知れ渡り、観光やふるさと納税に結びつき、特産品を知ってもらい、やがては住んでみたいと思えるように期待される場所であります。

また、12月の21日の12時から13時25分まで放送となる予定とのことですので、ぜひ皆様、テレビの前に陣取っていただき、受賞の喜びをかみしめながら鑑賞いただければと思う次第であります。

今回の制作に携わった課が、何かすぐそこで聞いたんですが、政策推進課と言うらしいので、職員の皆様には御尽力に喜びと賛辞を送りたいと思います。大変御苦労様でした。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回の一般質問は、今年度6月議会に取り上げた、近年、全国的に広まっている公務員の辞職率上昇が問題となっている旨の質問の検証並びに追跡を兼ね、質問いたします。

先般の6月議会において、若い職員の離職防止と人材確保について質問させていただきましたが、6月議会時は令和6年度の行政執行から2か月しかたっておらず、今回の12月議会は離職率の人数が変わっているものと捉えています。

そこで、質問に入りますけども、1 職員の離職防止について質問させていただきます。

（1）離職者等の現状についてであります。

令和6年度の新年度予算執行から11月まで8か月過ぎましたが、6月議会で若手職員

の退職者数の答弁によると、令和2年度以降、20代から30代の若手職員の退職者数は、令和2年度では3名、令和3年度は3名、令和4年度は4名、令和5年度は7名、令和2年度から令和5年度まで退職者数が計17名であるとの回答を頂いております。

その離職する原因の1つには、心身の故障により休職に至ってしまい、復帰できずに離職してしまう場合が多いと聞いております。全国では、休職者の増加及び離職者の増加に直結する要因として、カスハラ、職場の人間関係、仕事量に見合わない給料など、要因は数限りなくあるようですが、しかしながら、全国的に広がっている休職及び離職は、何も若年者だけではなく、管理職も同じように増えているのが現実だそうです。

すみませんけど、私マスクで大丈夫ですか。いいですね。ちょっと風邪気味なので失礼します。

今年度における一般職から管理職までの休職者、離職者数を当市の現状として、昨年度の同時期と比較してお知らせください。また、職種についてもできる範囲でよろしいのでお知らせください。

(2) その対策についてをお伺いします。

6月議会の質問の離職防止の取組について、総務部長より、課長補佐級の職員から相談員を選出し、悩みを抱えた職員の相談を受け付け、問題の解決を図る取組を実施しているとのことでした。相談の受け手の管理職は直属の上司なのか、または他の課の上司で行われているのか、詳しくお知らせください。

また、産業医主導の下でストレスチェックや健康相談の実施をしていると答弁ありました。心身に不調を感じている職員は産業医に相談できる体制を整えているとのことですが、離職者主体の相談を産業医はどのくらいの頻度で行われているのか。それは産業医が庁舎に出向いて行っているのか、それとも希望者が産業医の元へ出向いて行っているのか、お知らせください。あわせて、相談者の人数と効果の度合いもお知らせください。

また、令和5年4月より通年のノーネクタイ勤務を施行し、今年度から本格運用したと答弁がありましたが、そのメリットとデメリット等のアンケート調査はなされているのかもお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 職員の離職防止についての御質問のうち、私からは、離職を防ぐための対策についてお答えをいたします。

令和6年第2回定例会で北山弘光議員の一般質問に答弁をいたしました、市が行っている離職を防ぐための対策について、今年度の利用件数をお答えいたします。

まず、相談員の選出による体制づくりにつきましては、今年度は課長補佐9名を相談員に指名しておりますが、現時点で相談の実績はありません。

次に、メンタル不調を未然に防止するためのストレスチェックについてですが、8月から9月にかけて359名の職員が受検し、そのうち高ストレスと判定された職員には、産業医と面談する機会を設けております。

職員の健康保持増進を目的とする健康相談につきましては、今後、産業医と日程調整を行い、令和7年2月に実施する予定です。

また、人事評価における面談の際に、全ての職員に上司との意見交換の場を設けてお

りますが、今年度は各部署において5月と9月に2回実施しており、来年2月にも面談を行う予定であります。

このほかの質問につきましては、総務部長より答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 質問のですね、私からは、離職者及び休職者の現状について、まずお答えいたします。あと何点か御質問のほうもありましたけども、そこについては答弁漏れがないように確認しながら答弁させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、私からは、離職者及び休職者の現状についてということでお答えいたします。

今年度の11月末時点の離職者数についてであります、2名の方が離職しております。この2名の方は、一般行政職の職員でございます。まず、そこについては、先ほど質問がありましたので、お答えさせていただきます。一方、令和5年度における11月末時点での離職者は6名でありまして、前年度同時期と比較すると4名ほど減少しております。

次に、休職者についてであります、今年度当初、心身の故障により休職者が1名おりましたが、体調の回復によりまして、既に復職しておりまして、11月末時点で休職している職員はおりません。一方、令和5年度における11月末時点での休職者は7名でありましたので、休職者につきましても、前年度の同時期と比較して減少となっております。まず、最初の質問について、ここまで答弁したいと思います。

それから、相談員についてですけども、相談員につきましては、私どものほうで相談員を指定しておりまして、各部の課長補佐級の職員を指名しております。全部で9名でございます。

そして、全ての部ではありませんで、相談員ということで配置している部署については、総務部、財政部、市民生活部、市民生活部では支所も抱えておりますので2名、それから、健康福祉部、建設部、教育委員会、教育委員会も学校教育課と生涯学習課で2名、診療所については1名ということで、合わせて9名の方を相談員として課長補佐級で配置しております。

そして、産業医については、碓ヶ関診療所の奥口先生が産業医でございますので、奥口先生の業務に支障がないときにですね、こちらのほうに、本庁のほうに出向いてもらって、どうしても本人と都合が合わないときは、当事者が奥口先生の職場のほうに行って面談することもありますけども、ほぼほぼはうちほうですね、本庁のほうで面談をしているというふうな状況でございます。

それから、ノーネクタイのデメリットとメリットということでございますけども、まずメリットについては、やっぱり執務しやすい、私もそうなんですが、首が絞められないとかですね。それから、現場の職員もおるものですから、やっぱりネクタイを外していつてまたつけてというふうなことになるれば、ちょっと現場ではすぐわないのかなというふうな部分でメリットはあります。

また、そのデメリットとしましては、市民に与える、我々もネクタイを外してワイシャツだけでいますと、やっぱり中がちょっと見えたりするものですから、そういう部分で見栄えが悪いところはあるかもしれませんけども。やっぱりこの全国的にですね、ノーネクタイ、県内もなんですけども、ラフな格好で業務して事務能力の効率がよいよう

にするという制度でございますので、結果的には、デメリットもありますけども、見栄えですね、それ以外のところはメリットのほうが大きい、多いのかなというふうに感じております。

それからですね、あとノーネクタイのアンケートの結果ですけども、結構好評でありまして、継続すべきというパーセンテージがですね、82.2%。それから、どちらでもよいという方が16.4%。それから、やめるべきというふうであるアンケートは1.4%という結果になってございます。

ただ、もう1つ補足させていただきますと、まず相談員に関しては、一応うちほうでは指定はしているんですけども、直接総務部のほうにも相談、対応は可能ですし、同じ部署のほかの課長補佐に相談するのも駄目だということではありませんので。要はなかなか相談員を指定しても話しづらい方、それから女性であれば男性に話しにくい部分もありますので、そこは臨機応変にうちほうで対応していますので、男性も女性も相談できる体制が構築しているというふうに認識しております。

答弁漏れなかったと思うんですけども、もし答弁漏れありましたら御指摘ください。

○議長（石田隆芳議員） 北山弘光議員。

○4番（北山弘光議員） 非常に、6月の答弁にプラスした、ちょっと入り込んだ答弁を頂きまして、大変いいなと思っていましたけども。

ただ、私考えるには、やっぱり心身を故障した者が相談、自分からするっていうのはなかなかないんじゃないかなと。

なので、なるだけ職員の、例えばそういう精神疾患に及んでいるか及んでないかをチェックするために、定期的にストレスチェックを週1回とか月1回とか、そういうものを定期的にやるような方法もあるんじゃないかと思いますけども、そういうところをどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） なかなか議員御指摘のようにですね、相談に来にくい体制はございますので、我々職員はですね、毎年ですけども、管理職を除く正職員に対しまして、人事異動に関する職場調査のほうを実施しております。

そして、異動希望の有無でありますとか、それから私生活を含む特殊事情の把握とかというふうな部分で、その内容を参考に人事異動のほうにも跳ね返るように、はたまたその内容を見てですね、ちょっと具体的な中身を聞きたい場合については、そこら辺の検討もするというところで、人事異動に関する職場調査というものを行っておりますので、そちらのほうで把握に努めているということで御理解ください。

○議長（石田隆芳議員） 北山弘光議員。

○4番（北山弘光議員） なかなかそういうところは、いろいろスケジュールとかそういうものもあるでしょうし、いろいろ金がかかったりとかいろんなことあると思うんですが。

ただ、管理職がどんどんどんどん増え始めているというのが、この間の新聞記事でちょっと載っかっておりまして、管理職が要するにこの相談員である以上は、管理職の方々のリーダー研修、これがこれからはだんだん必要じゃないかなと。

なぜかという、Z世代、要するに一人っ子で育ったとか、そういう子供たちがどん

どんどん大人になって、そしてこういう職場に来るわけですから、そういうのを何とか早めに、重い精神疾患になる前に早めにチェックするような、そういう体制をつくれればなと思うんですが、その辺のところはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） まず、管理職の研修の前にですね、うちほうの相談員に関してはですね、課長補佐ということで、管理職の前の段階で、管理職ではないということをもまず1つ、そこら辺のところ御理解くださるようよろしくお願いいたします。

そして、課長補佐も含めてですね、リーダー的な存在の方の質的向上を上げるためにですね、市では年1回、管理職を対象とした庁内研修も行っておりまして、ハラスメントの防止や部下のコーチングなどといった、リーダーとして必要な知識の習得のほうも促しております。

また、課長や課長補佐、係長に昇任した職員につきましては、県のほうで運営しております青森県自治研修所において、それぞれの役職に応じた、それこそ研修を受講させておりまして、リーダーとなる職員の育成には常に努めておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 北山弘光議員。

○4番（北山弘光議員） そういうところは、やっぱりしっかり対応していただければ、県の施設だとかそういうところに行って、勉強する機会をどんどんどんどんやってもらえれば本当にいいかなと思う。

ところでですね、今ハラスメントのお話が出たので、ハラスメントのことを私、ゆうべちょっと調べてみたら、あまりにもハラスメントの数が多くて、私、実は今朝までそれ見てました。1時間しか寝てません。

ちょっとそれを御紹介すると、ハラスメントの種類が本当は14種類からもっとあるんですよ、細かく分けると。まず、それを紹介すると、マタニティーハラスメント、マタハラと言うんでしょうけど、妊娠や出産、育児に関する言動で女性労働者の労働環境を悪化させる行為だと。

それから、パタニティーハラスメント、パタハラと言うんだそうです。育児に関する言動で男性労働者の労働環境を悪化させる行為。

それから、モラルハラスメント、モラハラ、これはちょっと聞きますね。この舌打ち、チッていうやつですね。それから、噂話、悪口などの相手を傷つける言動を行うハラスメント。

それと、スメルハラスメント、これスメハラと言うんですけど、昨日、ある議員の質問の中に口臭や体臭、強すぎる香水、柔軟剤の匂いなどによって周囲を不快にさせる行為。これ、不快にさせるっていうのはちょっとおかしいなと思うんだけど、つければそれがただきつかっただけの話だったり、加齢臭だとか、これはもうしょうがないことになるんですけども。

あとそれから、スモークハラスメント、これはスモハラ。これは大体分かると思うんですけども、喫煙者が非喫煙者に対してたばこを吸うように強制したり、周囲に配慮せず喫煙したりする行為。

それから、ソーシャルハラスメント、ソーハラと言うんだそうですけども、これ今

だんだんだんだん噂になってきている、SNSを通じて行われる比較的新しい形のハラスメントと。

数あればまあまあものすごくあるんですけども、この職場において、この平川市の例えば公務員によるハラスメントって、6月の議会で市長からちょっと頂いた答弁の中ですね、管理職以外の職員を対象としてアンケート調査を実施しており、若手を含む職員の業務における意見や要望を把握するということでちょっと答弁いただいたんですけども。

我が平川市では、例えばこのハラスメントに関して大体どのくらいの影響を受けて休職や離職している人がいるのか、アンケートを取っているようですので、ちょっとその辺のデータがあればお知らせいただければなと思うんですけども。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 当事者からですね、セクハラ、パワハラだというふうな内容のところについては、訴えはあるところはないわけではないんですけども、アンケートというふうな形では取っておりません。

ただ、それが本当にセクハラになるか、パワハラになっていくのかというふうなところは、やはり私どもとすれば、両者から話を聞いた上で、その事実確認をした上でというふうなことで対応していますので、結果的に本当のセクハラだ、パワハラだというふうなことで確定した内容はございませんで、それに訴えがある職員はありますけども、そのところは事実を確認しながら対応していますので、アンケート的な件数というふうな部分では把握しておりませんので、何とか御理解のほうよろしく願います。

○議長（石田隆芳議員） 北山弘光議員。

○4番（北山弘光議員） 総務部長、なかなかこう結構そういうところはちゃんとしっ
かりしているようで。

ただ私、読んでいて、調べていて、非常に起こり得るかなというハラスメントがありまして。ハラスメントハラスメントっていうのがあるんだそうです。ハラハラって言うんだそうですね。これが、上司が部下に対して業務上適切な指導を行った際に、部下がハラスメントだと騒ぎ立てる行為、こういうのがあるんだそうですね。

やっぱりせっかくね、仕事を例えば言いつけてどうたらこうたらやるんでしょうけども、それを今度逆に、この一般職の方々が今度それを騒ぎ立てて、例えばパワハラだとかそういうこととして、要するに管理職の方々が今度逆に悩む、何も言えなくなる、そういう環境をどんどんどんどんつくってしまう可能性もあるので、そういうことは聞いているのか聞いてないのか、ちょっとお知らせいただければと思います。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） その訴えによりましてですね、そういう職場の悩みも出てくるとは思いますけども。ですから、先ほども申しましたとおりですね、私ども、セクハラだというふうな話が聞こえた時点で、そこについては当事者から当然聞き取りするんですけども、逆に相手方のほうも確認するようにしていますので、そこを逆に悩んで何も言えなくなるというふうな部分は、解消できているのかなというふうに思います。

そこについては、あくまでもセクハラとパワハラ、それからいろいろと議員おっしゃ

られたハラスメントはあるんですけども、やはりその一方だけじゃなくてですね、両者というふうな考え方で、本当に訴えられるような事案になるかどうかというふうな部分も含めてですね、慎重に対応して、職員がそういうふうな形で病気休職につながらないような対応は、当然総務課としてはやっていきたいと思っていましたので、御理解くださるようよろしくお願いします。

○議長（石田隆芳議員） 北山弘光議員。

○4番（北山弘光議員） どんどんどんどんそういうのを取り入れていってもらいたく、私もバッジつけてから、市民の税金で報酬を頂いている以上、皆さんと同じ環境にあるのかなと。

一応リーダーを研修しなければならないというのは、こういうハラスメントがあんまりにも多くて何もできなくなってしまう社会、何も言えなくなる社会、これがどんどんどんどん、そういうのが出来上がっちゃっているのかなということで、やっぱりこれはリーダー的なものをもうちょっと、ハラスメントに対してどういう対処の仕方をしなければならないのかとか、そういうふうな面でどんどん講習なりやってもらいたいなと思っています。

私の名言集なんですけど、本日は、連合艦隊司令長官の山本五十六さん、やってみせ、言ってみせて、させてみせ。この言葉は、我々企業とかそういうの、新入社員を育てる教育の1つの辞典です。

本家本元の要するに、まず先に、一番先に上司がやってみせて、そして、こういうところに気をつけてやるんだぞとか、そういうのをちゃんと要点を教えて、今度さあやってみろという、今度させてみてと、そして、ほめてやらねば、人は動かじということを行っています。

まだこれには続きがありますが、話し合い、耳を傾け、承認し、任せてやらねば、人は育たず。やっている、姿を感謝で見守って、信頼せねば、人は実らず。

それと、実年者は、今どきの若い者などということを絶対に言うな。なぜなら、われわれ実年者が若かった時に同じことを言われたはずだ、ということでもあります。若者の可能性を発見してやること、それが我々の役目であるともまた言っています。

そういうふうにしてどんどん職場っちゅうのは、もうちょっと和気あいあいとして、やっぱり話し合いながらあれしなければならないところかなと思うんですが、何か私、庁舎に来るたんびに見ると覇気がないような感じするんです。覇気あるところは覇気あるところもあるんでしょうけども、何か暗いイメージになっているところがいっぱいあるんです。

いつも私、何でもこういうあれにするのかなっちゅうのがちょっとありまして、お客様のフロントの机ありますよね、机、カウンター。それに対して何ちゅうの、若い順からずっと奥に行って、偉い人がまずいるみたいな並び、全部そうなんです。

これってどうなのかな、これ何か平川方式かなみたいな感じなんだけども、これ何かもうちょっと各課で机の配置とかそういうのを自由にさせて、何か和気あいあいとするような場面をつくってみるようなことはどうかなと思っていますけども、いかがでしょうか。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） まず、職場の机の配置につきましてはですね、やはり各部署において、当然、所属長、課長さんいるわけですけども、事務がより効率的に行われるような配置を行っております。

確かに北山弘光議員の御指摘もあるんですけども、そこについては各部署で担っている部分がありますので、総務課のほうからですね、ここは若すぎるとか、ここは年配の方が多すぎるとかというふうな指示はしてございませんので。あくまでも所属長の考えでデスクの配置をしておりますので、そこは市民の方に支障がないように、またお客様の対応に対してもですね、同僚とかですね、上司が応援体制もできておりますので、何とか御理解してほしいというふうに思います。

あと、補足なんですけども、先ほどハラスメントのことを非常に北山弘光議員、御心配なされてですね、質問しておられましたけども、私どももですね、ハラスメントの対策委員会的なもの、いま検討中でございます。

この役場の職員だけでなくですね、別な方の組織の部分も含めて、ハラスメントの部分は、検討していかなければならないというふうには考えてございますので、北山弘光議員から御指摘があったからというわけじゃないんですけども、やはり昨今の情勢を見まして、そこについても総務課のほうで検討している状態です。よろしく願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 北山弘光議員。

○4番（北山弘光議員） 非常に前向きな捉え方をしていただいて、本当にありがとうございます。

やっぱりそういうのがどんどんどんどん増えてきている昨今ですので、ぜひそういうところは、なるだけそういう心身的に病むような職員をつくらないように、ぜひ市長はじめ副市長、なるだけ先頭に立って、そういうものがないように。

例えばハラスメントを受けるとか、そういうことはそんなにないと思うんですけども。例えば、要するに、カスハラとかよく言われるんですけど、お客様が来て怒鳴ったりとか、そういうときに若い人は今あまり対応できません。

大きい声とかそういうものをされて育ってきてないので、そういうところが育ちの関係であるので、同僚が助けてあげたりとか、係長とか課長さん、すぐ走ってきてどうしましたとか、すぐやってくれるとか、逆にしゃべれば何ちゅうかね、やっぱり笑顔で対応すればそんなに怒らなくなるんですよ、人っちゅうのは。だから、笑顔でとにかく接しなさいとか、何ば怒鳴られても笑顔をつくりなさいとか、そういうこともまた1つの手だてかなと思います。

それとですね、もう1つだけ。適材適所って市長、この適材適所に人員を配置しているというあれで答弁いただいたんですが、本人のキャリア形成の推進に活用しておりますという形で答弁いただいております。

この適材適所とは、どういう意味をなして言ったのか、ちょっとお知らせくださればと思います。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 議員御質問のですね、適材適所の考え方ということですが、まず、今年度の人事異動におきましては、職員数の適正化を図りつつ、複雑かつ

多様化する市民の行政需要に的確に対応するため、職員の能力や経験を生かすことを考え、加えて、将来を見据えた人材育成を目指した適材適所の人員配置を基本として編成しております。

ただですね、議員御指摘もありましたけども、人事異動につきましては、それこそこれまで従事したことのない業務に従事したりですね、より専門的な知識が必要となる部署に配属される場合もあります。

これにつきましては、やはりよりよい市民サービスを提供するためにですね、幅広い視野を持った職員を育成する観点から、どうしても地方公務員としては避けて通れない異動でございますので、そのところは、これから専門的な、プロパー的な職員も必要なんです、そのところも含めて考えていったときには、必ずしもその方が適材で適所だというふうな部分もありますが、経験をさせるというふうなことも考えて人事異動のほうも考えてございますので、何とか御理解のほどよろしくお願いしたいというふうに思います。

○議長（石田隆芳議員） 北山弘光議員。

○4番（北山弘光議員） 非常にそういうふうにしていただければ。適材適所っていうのは、やっぱり資格持っていれば、私は建設職なので、例えば2級、1級土木施工管理技士というものを考えた場合、土木関係は建設課または上下水道課、こっちのところはその資格が使える、知識も使えるということにはなるんでしょうけども。

そういうキャリアを持っていたって、例えばまるっきり違う畑にぼんって置かれても、どうやって、何仕事していいかわからない。そこで今度いろいろ言われる。おめよって、3か月もいって何で覚えねんだばって、そういうこと言われたりすることを、やっぱり避けてもらいたい。

いま総務部長が言ったとおり、いろいろそれをカバーできるような体制をつくっているようですので、ぜひそういうことをどんどんどん育てていってもらって、そういうことをなくすれば、こういう離職者は発生しないんじゃないかなと思いますので、ぜひこのところを痛切にお願い申し上げます。

何だかんだつまらないこと質問、私、本当に今回この質問していいのか悪いのか、ちょっと迷いました、はっきり言って。でもやっぱり、先ほど言ったとおり、私も皆さんと同じ税金で報酬を受ける1つの立場です。

あともう1つなんですけど、ちょっとお願いがございまして、先ほど私、CM大賞、このまちづくりのあれで職員頑張って賞取っているんですよね。市長、これ何か報酬ないですか。私、職員っちゃうのはやっぱり何つうの、認めてもらえない、よくいって当たり前、悪くいけばすぐ減給だどうたらこうたらになるので、そういう制度って何か活用できないものかなと。

そうすれば、もうちょっと職員の覇気も出てくるし、いろんなことがどんどん出てくんじゃないかなと思いますので、それをお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（石田隆芳議員） 4番、北山弘光議員の一般質問は終了しました。

午前10時55分まで休憩とします。

午前10時40分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（石田隆芳議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第8席、8番、石田昭弘議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（石田昭弘議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員の一般質問を許可します。

○8番（石田昭弘議員） おはようございます。

8席、8番、ひらかわ市民クラブの石田昭弘です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、1 猿賀公園について、2 ひらかわトラックマーケットについて、3 風力発電について質問いたします。

まず、1 猿賀公園についてです。

尾上エリアは古くから造園が盛んだったこともあり、猿賀公園には多種多様な樹木などがあり、春には桜の花、夏には蓮の花、秋は紅葉、冬には雪をまとった樹木と、四季折々に美しい景観を楽しむことができます。

そこで、（1）樹木の管理について質問します。

昨年、令和4年度決算特別委員会にて、猿賀公園桜剪定業務委託料と猿賀公園管理委託料について質問しました。答弁では、猿賀公園桜剪定業務委託料の業務内容については、猿賀公園に桜の木は330本あり、鏡ヶ池及び見晴ヶ池を囲む桜の木について、樹勢の衰えから回復させることを目的に剪定を行った。実施においては、弘前市の一般財団法人弘前市みどりの協会の樹木医に御指導いただき、101本の剪定を造園業者に委託したというものでした。

猿賀公園管理委託料の業務内容については、施設の維持や清掃管理が主なもので、木の生育や形を整えるなどの剪定業務は含まれていないということでした。また、剪定作業は毎年定期的に行っているのかの質問に対しては、明確な答弁がありませんでした。

そこで質問は、2つの池を囲む形で桜が植えられています、植栽されてから約50年近く経過しており、目視点検したところ、約50本が老朽化、いつ枯死、倒木してもおかしくない状態でした。

また、樹勢の衰退により、強風による倒木や枝の落下が危惧され、重大な事故等の発生リスクが高まることが懸念されます。安全対策や景観維持のためにも適切な管理と植樹などの更新が急務であると考えますが、市の見解を伺います。

（2）園路の危険箇所の改善についてです。

猿賀公園には、観光客をはじめ多くの来園者が訪れます。中には、車いすを使用している高齢者や障がいのある方、ベビーカーを使用する子連れの方も見受けられます。公園内の園路には、段差や幅が狭い箇所が点在しているほか、夜間に照明が当たらず暗い状態になっているところもあります。園路の点検等を定期的に行っているのか伺います。

（3）ふるさとセンターの改善点についてです。

猿賀公園内にあるふるさとセンターは、地元の産業に関する開発や育成及び観光宣伝や地域住民の保健、保養を目的に、1階はギャラリーやお土産、物産の展示販売。2階

はお茶室や多目的に使用できる和室などを完備し、平成3年4月に供用を開始し、令和元年には大規模改修工事を実施し、令和2年4月にリニューアルオープンしました。

1階には尾上分庁舎から移動してきた平川市観光協会事務局が入り、各種観光情報の提供をするほか、カフェを併設する休憩所として利用。2階は貸部屋として利用されているほか、建物西側には館内と外から出入りできる公衆トイレも設置されました。建物の管理は隣接するさるか荘と合わせ、今年4月から観光協会が指定管理者として管理しています。

リニューアルオープン以降、インターネット上の口コミや利用者の声に、トイレがきれいだとか好評の反面、お土産やりんごが売っているかと思っただけの観光案内所だったなどとあり、大規模改修前のお土産品を売っている、お土産を購入したり休憩したりゆっくり楽しめた、に比べると残念な思いがあります。

観光情報の提供に合わせ、平川市の特産品の展示やお土産の販売などできればと考えますが、そもそもこれが平川市のお土産というものが思い浮かびません。

平川市産業振興に係る基本構想45ページ、⑦旅行者が求める「食」や「土産物」の開発に、地元ならではのおいしい食べ物、魅力ある特産品や土産物が不可欠としながらも、市の土産品となりえる加工品等が少ないとの記述があります。

そこで、本施設において、観光情報の提供に併せて市特産品の展示やお土産の販売ができればと考えますが、展示販売コーナー設置に対する市の考え方と併せて、市の土産物の開発の現状についてお知らせください。以上、よろしくお願いします。

○議長（石田隆芳議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 石田昭弘議員御質問の猿賀公園についてお答えをいたします。

猿賀公園には、鏡ヶ池、見晴ヶ池を取り囲むソメイヨシノをはじめ、八重桜、しだれ桜など約330本の桜が植えられています。

これらの桜は、昭和40年代に当時の猿賀神社、尾上町観光協会、地元企業で構成された尾上町観光同志会が資金を出し合い、観光の名所となるよう植樹されたものと聞いております。

議員御指摘のとおり、植樹されてから50年近く経過していることから、ソメイヨシノの一部には、樹勢が衰え、老朽化しているものもあり、令和6年第1回定例会でも答弁しておりましたが、桜をはじめとした樹木の剪定等の維持管理については、継続して行っていく必要があると考えております。

このほかの御質問につきましては、担当部長より答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） 私からは、まず、猿賀公園の樹木に係る安全対策や、景観維持のための適切な管理についてお答えします。

樹木の安全対策や適正管理については、積雪により倒木した危険木の伐採を行ったほか、桜の樹勢回復を図るため、剪定と追肥を行ったりしています。

また、日常的な作業や公園内の施設点検の際に目視で点検を行い、枯れた枝や折れかかった枝がある樹木が確認されたときは、速やかに除去するとともに、必要に応じた剪定の実施を進めているところです。

なお、見晴ヶ池の一部において、老朽化により伐採した桜については、現在、猿賀神

社と植え替えについて協議を進めているところです。

次に、園路の改善に向けた定期点検等についてお答えします。

猿賀公園の園路で改善が必要な箇所については、公園内の樹木の点検と同様に、施設点検の際に確認するほか、公園施設長寿命化計画にのっとり、施設ごとに目視による点検を定期的に行っているところであります。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 私からは、ふるさとセンターの改善点に関する御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、ふるさとセンターは市観光協会が今年度から指定管理により管理しており、1階の土産物類を展示販売しているコーナーでミニねぷたキットやアクリルスタンド、レトルトカレーなどを販売しておりますが、そのスペースはごく僅かであります。

御質問の展示販売コーナー設置についてですが、現在作業中であります猿賀公園一帯の観光地化を図るためのビジョン策定においても、エリア内の観光消費を増やす仕組みの構築が課題に上げられていることから、産業振興に係る基本構想で記述された課題と併せて、観光協会などとともに、解決に努めてまいりたいと思います。

続いて、土産物の開発の現状との御質問であります。市が主導して進めているものはございませんが、新商品や土産物の開発に対する補助金のほか、商品の販路開拓や販路拡大に対する補助金により、土産物の開発に取り組む民間事業者や農業者等の支援を行っております。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） それでは、再質問させていただきます。

まず、(1)の猿賀公園の樹木の管理についてです。

先ほど、日常の何て言いましたかね、施設点検に併せて目視でもって行っているというお話を聞きました。

目視で私も見た限りでは、やはり老朽化が非常に多くてですね、このままではいけないというふうな率直な感想を受けました。そこで、確かに施設の点検等において行っているとは思いますが、もう1点ですね、具体的に、樹木の管理に関してはですね、管理計画等を策定して行うべきではないかと考えております。

全国的にもですね、街路樹などが倒れる事故が相次いでおります。国は、去年初めて全国調査を実施しております。国土交通省の調査によると、街路樹の倒木は、2018年から2022年の5年間で平均年間約5,200本、このうち強風などで倒木したものがおよそ3,700本、木の老朽化や根腐れなどが原因とされたものはおよそ1,500本というふうに調査では示しておりました。

また、街路樹だけではなく、公園などでも倒木によるけがや死亡事故が起きております。国土交通省は、都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）にて、配慮すべき基本的な事項を示していることから、この指針に従って樹木管理の指針等を策定し、事故が起こらないようにしなければならないと思います。また、桜の生育に関しましては、年数を要するため、早めの植樹が必要と考えております。

先ほど、猿賀神社側と協議してこの植樹のほうも考えているというふうな発言も頂

きましたけれども、どうかですね、本当に年数かかりますので、早め早め対応をお願いしたいと思います。

また、温暖化の影響等もありまして早咲き傾向にありますので、来園者に長く楽しんでいただけるように、遅咲きの品種などを工夫しながら、また植樹していけばいいのではないかと思いますので、この辺についても市の見解、考え方を伺いたいと思います。お願いします。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） 猿賀公園の樹木の管理については、議員御指摘のとおり、計画的な対応が必要であると考えております。

平成30年以降、都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）に基づいて日常的な点検を行っており、樹木の状態を見ながら樹勢の衰えや病気などで伐採が必要だと判断したものについては、遅咲きの品種も含め、猿賀神社など関係者と協議しながら植え替えを進めてまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） ぜひよろしくお願いいたします。

この猿賀公園は、やはり県内においても桜の名所として、たしか県内5位ぐらいの人気のあるスポットということで掲載しておったと思いますので、また猿賀公園そのものはですね、大きくもなく小さくもなく、ちょうどいい大きさの公園だということで、訪れる方が非常に、この猿賀公園に対してですね、喜んで楽しんでいますので、ぜひとも。

先ほど言っていましたよね、旧尾上町の方々がこの桜を植えた。これをなくすことなく、絶やすことなく継続して、永続してぜひ行っていただきたいと思いますので、何とかよろしく願いいたします。

それでは、（2）の園路の危険箇所の改善について再質問いたします。

国土交通省の、子供連れから高齢者まで幅広い年齢層の公園利用者が、障がいの有無やその他の事情にかかわらず安全・安心で快適に利用できる都市公園の実現に向け、ハード、ソフトの両面から都市公園におけるバリアフリー化をより一層進めるために策定した、都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改定第2版】を参考に、猿賀公園の園路を照らし合わせてみましたところ、改修、整備を要する箇所が結構点在しておりましたので、ここで改めて指摘させていただきます。

先ほどは日頃から点検しておるということでしたけれども、資料を御覧いただければと思いますけれども、例えばですね、①ですけれども、ふるさとセンター前の舗装のひび割れと凸凹ですね、ここも結構のひび割れ等あります。マンホールもあって、そのところの段差もありますし、ここで結構イベント等頻繁に行っておりますので、ぜひともこの舗装の整備をお願いしたいと思います。

また、②は、鏡ヶ池と見晴ヶ池の間の園路、インターロッキングブロックの陥没、ここもあります。私も行ったとき、ちょうどですね、施設の方々がですね、車椅子を利用して、そのところにちょうどベンチがありました。

そこに腰かけておりましたけれども、そこが陥没していましたので、ちょっと不具合だななんて思いますし、また、雨が降るとそこ水たまりとなりますので、この点の改善もお願いしたいと思います。

③芝生広場へと向かう橋と園路の段差、ここはちょっとした段差なんですけれども、この芝生広場でもって、ぷらすマルシェの出店等ありまして、ここは頻繁に多くの方々が通りますので、そのとき、ややもすると足がつまずいて転ぶと、けがなどが発生した場合大変ですので、この辺の改善もお願いしたいと思います。

④車椅子で移動する場合、見晴ヶ池沿いの園路の狭さと段差ここは本当に狭いですね。車椅子ぎりぎりでした。ちょうど行ったときにベビーカーが通っていきましてですね、相互通行と言いますか、歩くことができない状況になっていましたので。

ただ、ここはちょっと難しいですよ。道路もあって歩道があって、それで、何て言いますかね、歩道と道路を分けて、このポールみたいのが立っていましたんで、これ以上ちょっと難しいかなと思いますけれども、何かいい案がありましたら、ぜひここら辺の改善もお願いしたいと考えます。

⑤見晴ヶ池東側水路の橋の段差。ここもですね、高台駐車場から車椅子で降りてきた場合、ちょっと段差があります。

⑥北側駐車場から鏡ヶ池へ向かう園路の段差。ここもまたですね、ちょうどトイレがあって、車椅子を利用する場合、ちょうどまた段差があって、通路って何て言いますかね、段差が2つあってですね、なかなかここも渡るには難しいところだと見えました。

そして、⑦ですけれども、噴水広場へ向かう階段、ここに手すりがありませんので、この手すりはぜひ必要かと思えます。

また、⑧高台駐車場から公園に向かう階段に照明がありません。ですから、夜間、足元が暗い状態でありますので、ここも改善が必要かなと思えます。

このように、来園者の安全第一を考えた場合は、細かいんですけれども、改善と整備、早急に実施していただくことを提案しますが、市の見解を伺います。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） 議員御指摘のとおり、園路の一部では、段差がある箇所や、車椅子利用者などが通行する際に十分な幅員が確保されていない箇所がございます。

ただいま資料でも御指摘ありましたが、舗装の段差やブロックの陥没等については、管理の基準で3センチ程度の段差という基準はあるものの、使用頻度等、優先順位をつけて予算の範囲で改修のほうを行っている状況であります。

ただ、来園者の安全を第一に考えた改善は重要なことだと考えておりますので、大規模な改修を行う際は、都市公園の移動円滑化ガイドラインや平川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例にのっとり、実施していきたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） ぜひお願いいたします。特にここはですね、池がある、また樹木も多いということで、この土地って言いますかね、地盤そのものが起伏がやはり経年とともに起きてきますので、1回整備点検、また改善したからと言ってそれで済むわけではございませんので、何年かしたら、またここの点検等をですね、しっかりと行って、常に改善、改修していただいて、来園者の安全・安心を担保していただければと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

それではですね、続きまして、2 ひらかわトラックマーケットについて質問させて

いただきます。

地産地消の推進を目的に、食産業振興センター食ラボひらかわ駐車場を会場に開催されたひらかわトラックマーケット。第1回は、平成28年8月28日、日曜日、7時から9時まで行われ、市認定農業者連絡協議会や津軽みらい農協など4団体・3個人の8ブースが出店し、開催初年度は8月、9月、10月、11月の計4回開催されました。以来、コロナ過で縮小の年もありましたが、今年で9年目となりました。

そこで、(1)実績について伺います。

ひらかわトラックマーケットの年ごとの開催数、出店数、来場者数の実績をお知らせください。

(2) ひらかわトラックマーケット2024について。

ア 猿賀公園内で開催となった経緯についてです。

トラックマーケットが始まった当初から、食ラボひらかわ駐車場で行われていましたが、今年10月27日、日曜日開催されたひらかわトラックマーケット2024は、今回初めて猿賀公園に変更となり、開催回数は1回でした。猿賀公園で開催することになった経緯について伺います。

イ 成果と課題について。

猿賀公園で開催したことによる、成果と課題について伺います。以上、お願いします。

○議長(石田隆芳議員) 市長。

○市長(長尾忠行) ひらかわトラックマーケットについての御質問は、経済部長より答弁をさせます。

○議長(石田隆芳議員) 経済部長。

○経済部長(田中 純) 私からは、まず、石田昭弘議員御質問のひらかわトラックマーケットにおける年ごとの実績について、開催年、開催数、述べ出店数、述べ来場者数の順でお答えいたします。

平成28年は4回開催しまして、28店舗、910人で行いました。平成29年は3回開催し、26店舗、670人。平成30年は3回開催し、26店舗、850人。令和元年は3回開催し、29店舗、1,020人。令和2年は1回開催し、9店舗、350人。令和3年は1回開催し、16店舗、500人。令和4年は2回開催し、16店舗、600人。令和5年は2回開催し、21店舗、500人。今年は1回開催し、11店舗、1,200人となっております。

次に、開催場所を猿賀公園に変更し、開催した経緯についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、トラックマーケットが始まった平成28年から昨年までは、食ラボひらかわ駐車場で開催しておりました。昨年までの状況を申し上げますと、毎年、各回とも開始直後は、地元産の農産物を求め一時的にはにぎわうものの、時々客足が途切れる状況にありました。

このことを踏まえ、より多くの方に平川市産の新鮮な農産物を手に取っていただき、かつ、短い滞在時間でも楽しんでもらうためには、どうしたらよいのかを農林課内で検討した結果、トラックマーケットの単独開催ではなく、ほかのイベントとの併催という形で実施してはどうかという結論に至りました。

このことから、今年は令和4年より猿賀公園で開催されている、ひらかわ紅葉めぐりとの併催を試験的に実施したものであります。

次に、猿賀公園で開催したことによる、成果と課題についてお答えいたします。

成果としましては、今年度の開催に当たって、目標としていた平川市産の新鮮な農産物を手に取っていただき喜んでもらう、そして、滞在している時間を楽しんでもらう、さらには、トラックマーケット本来の目的でもあります、地産地消の推進といったことについても、おおむね達成できたのではないかと考えております。

また、課題についてであります、1つ目は駐車場の対応です。

猿賀公園で開催されるイベントは、これまでの議会においてもお答えしておりますとおり、駐車場が足りなくなるということを念頭に入れ、観光協会と事前に打合せを行い、準備いたしました。

これまでのイベント来場者数を参考に準備したところではありますが、結果として、天候に恵まれたことも要因となったと思いますが、イベント開催時間帯のほぼ全ての時間で駐車場が不足し、結果として来場者に御迷惑をおかけすることとなりました。

2つ目は、来場者の誘導についてですが、想定以上に御来場いただけたことにより、スタッフが不足し、お越しいただいた一部の方に対して、十分なサービスができなかったのではなかったかと感じてございます。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） それでは、再質問をさせていただきます。

トラックマーケット2024についてですけれども、先ほど答弁いただいたとおりですね、今回、このトラックマーケット開催に当たって、非常に皆さん、盛り上がるためには、楽しんでもらうためには一生懸命考えて、猿賀公園になったというお話を聞きましたけれども、そのとおり、ばっちりところら辺はよかったのではないかなと思いますね。本当にいい形でもって開催できたと感心しました。

私もですね、開催時間9時半ということでしたので、その前に行きましたけれども、振る舞いの米粉ピーチパイですか、ここにはもう長蛇の列ができていましてね、これすごいびっくりしました。

でも、振る舞い、たしか100名限定でしたか。もう100名以上並んでましてですね、食べることはできませんでしたが、とても残念ですね、このピーチパイそのものがたしか平川市の食材を使ったものだというふうに聞いておりました。

近隣ではアップルパイ等有名で、弘前周辺、りんご産地ですので、このアップルパイは有名ですけども、ピーチパイっていうのはなかなかないので、この辺はやはり平川市の1つの特産品として、今後またいろんなところでもって出していければなんて思いましたし、そのためにも1つ試食してみたいなど。

実際食べてみて、本当においしいのかどうかってのは失礼に当たりますけども、アップルパイに比べてどうなのかなというふうにして考えまして、勇んで会場に行きまして並ぼうとしましたら、さっき言ったように長蛇の列でもって、全然もう食べられなかったの、とっても残念でした。

後でお話聞いたら、やっぱり特別にこれは業者さんをお願いして作ってもらっている、市販としてはないんですよね、たしかないんだと思います。ですので、この点はですね、今後またいろんな機会あるかと思いますが、ぜひ多めにですね、振る舞い等できればなと思いますし、また、商品化に向けて一工夫、二工夫してもらってですね、

多くの方々に味わってもらって、楽しんでもらって、喜んでもらうと。このようにしてもらえるとありがたいかなと思います。

それ以外にもですね、今回、柏木農業高校さんが出店して、ブース持っていましたけども、ここもすごかったですね。ネギがありますけれども、このネギ1袋、たしかどれぐらいあるんですかね、2.5キロぐらいありましたかね。結構大きくて長くて、ビニールの袋に入って、立派なものでしたね。

そしてまた、ジャガイモ等もありましたし、ここもまた列ができていまして、私もこのジャガイモ買おうと思って並んだんですけど、なかなか進まなくてですね。そして、スタッフの方々も右往左往していましてね。あまりにも人が多かったのもう大変な状況でしたね。ごった返しているっていうのが、この言葉どおり、本当にごった返しているような状況でしたね。

ですので、非常にこれは、大成功だったと私は思いました。1回でもって、1,200人ですか、今までない形でもって人が集まりましたし、また、このぷらすマルシェ in ひらかわ紅葉めぐりと併催された、これまたいい案、いい取組でしたね。

要は、それだけを買いに来るよりは、やっぱり見て楽しむとか、まだ買う楽しみもありますけれども、あとは食べる楽しみもありますので、まさにこの3要素がそろって、猿賀公園で行ったことは、これは大正解、大成功だったと私は思います。非常に評価しています。本当にお疲れ様でした。ありがとうございます。

そこでもってですね、この好評を受けて来年以降どうなるのか、これがまたちょっと心配でしたので質問させていただきます。来年以降の開催場所についてどうお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 来年度以降の開催場所についてであります。開催回数も含めて現在はまだ未定ではありますが、今回の猿賀公園での開催は、来場者が多く、出店者からも好意的な意見が多かったことを踏まえ、猿賀公園をはじめ、来場者が多く見込める場所で開催すること、また、観光協会などのイベントと併催する方向で考えてございます。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） ぜひともですね、また来年以降も同様な形をもって開催していただければありがたいと思います。

私も以前、相当前なんですけれども、この猿賀公園ないし猿賀神社の門前でもってですね、市の開催っていうふうなものを提案させていただきました。

市っていうものは、織田信長が楽市楽座でありましてですね、自由化って、いろんなものを売買してですね、民間の方々が非常に盛り上がり経済が改善していくと、このようなことをしてみたいかがですかっていうことを以前質問したこと、提案したことありましたけれども、それに準ずるような形をもってこのトラックマーケット開催できたことが非常にうれしかったです。

本当に、人は人を呼んできますので、人が集まるところはやっぱりにぎわってきますし、いろんな経済効果も生まれてきますので、ぜひともこの併催というのは非常にいい形だと思いますので、またこの猿賀公園は認知度もすごいありますのでね、ぜひともま

た今後とも続けていただければと思います。

これがまた話題が話題を呼んで、どんどんどん、またにぎわっていくんではないかなと、このように感じております。

また、次のその課題についてもちょっと質問させていただきたいと思いますが、先ほど2つあったと思います。1つがスタッフ不足ですね。誘導とか整理、これに関しましても確かにそうでしたね、あれだけ人が来るのであればですね、あの人数は何ともし難いような状況でしたね。

私も並んでいて、後ろの方からどうなってんだと、いつ買えるんだとかっていう話もありました。どこに並んだらいいのかっていう話もありましたし、また、たまたまそこを車が通ってしましてですね、車がなかなか通り抜けできなくて、ナンバー見たら県外ナンバーでしたけれども、通れなくて、そこまたちょっと問題があったような感じがしましたけれども。

ですので、このスタッフの不足、確かに休みでもって職員の皆様も大変だと思いますけれども、ぜひともですね、この点も考えて、次回この点をまた改善して行って、よりよいものをつくっていただきたいと思いますなと思っております。

また、先ほど出店されたブースそのものですが、このようににぎわいがあると、もっともっと参加者が増えていくんじゃないですかね、参加のブースが増えるんじゃないかななんて思っていますので、時期的にもちょうど10月ということもあって、いろんな農産物もありますけども、また平川市の特産であります桃もありますし、またりんごもありますんで、この点も踏まえた、また開催日数等決めていただければありがたいかなとは思っております。そこでもって、このスタッフ、誘導等大変だったと思います。

また、もう1点が、先ほど言っておりましたけども、答弁でありましたけども、駐車場ですね、不足。確かにこれは本当に大変な状況でしたね。私も朝行って買物をして荷物を置いて、状況を見てみたら、やはり高台、北側もう満車でしたね。

それのみならず、猿賀神社門前から社務所に至っては本当に両側に車が止まっておりました、これも資料でお示ししておりましたけれども。また、猿賀神社門前から社務所までは一般の住宅等もありますので、この方々にも御迷惑かけちゃいけないと思いますし、また、このような大きなイベントあった場合、不測の事態も発生しかねませんので、その場合、緊急車両が通っていきますので、このまた妨げになっても大変だと思いますので、この運営スタッフの不足と駐車場不足に関しましては、ぜひとも解決していただかなければならない課題だと思います。この点について、市のほうでどう考えているのか、もう一度お願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） まず、スタッフ不足ではなかったかという御指摘についてありますが、今回は、農林課職員7名により、本部の運営や米粉ピーチパイの振る舞い、農産物購入者に対するシャインマスカットのプレゼント、イベント会場への車両の進入防止などに当たりました。

議員御指摘のとおり、開催時間前から行列ができ、整理や誘導の面で、行き届かないところもありました。猿賀公園での初めての試みであったことから、来年度以降の課題であると捉え、解決に向けた取組を考えてまいりたいと思います。

また、駐車場が不足していたとの御指摘に関しましては、事前に行った観光協会との打合せにおいて、過去に2度開催した中で、満車になったことはないという説明があったこともあり、このように不足するといったことは想定外でありました。

来年度以降につきましては、今回の反省を踏まえ、人的対応の工夫など、いろいろな面からの対応策を考え、せっかく足を運んでいただいた皆様に御不便をおかけしないよう努力してまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） 駐車場に関しては想定外だというふうな答弁を頂きました。いや、これはある意味でうれしいことですよ。そのとき、人が多く集まったということです。これはすごいことだと思います。

ただし、この駐車場に関しましては、やっぱりきちんとした対応、対策を考えていかなければいけないのではないかなと思っております。これは前回の一般質問でもいたしましたし、度々これまでに必要性を訴えてまいりました。

それに対しまして、市からの答弁としましては、駐車場の新たな整備は考えていない、維持管理費がかかる、尾上分庁舎などの施設駐車場で対応するなどというふうなことでありましたけれども、この件に関しまして、これ以上無理だということで、駐車場の対応はできないということなので質問を控えるつもりでいましたけれども、猿賀公園及び催し物を楽しみに訪れる人の利便性や周辺住民のことを考えますと、やむにやまれず質問をさせていただきました。

今回の来場者数の実績、先ほど1,200名、過去最大。同じような形でもって食ラボで行われていましたけれども、あそこは非常に駐車場が多くて、駐車場の一部を利用して行っていますけれども、十分対応できるようなスペースがあります。

その反面、この猿賀公園に関しましては、やっぱり今回のこの1,200人プラス、今度はふらすマルシェで来ている方々もいらっしゃいましたので、当然ながら駐車場の不足することは目に見えていることではあったかなとは思っております。

そしてまた、この動向も見てみました。じゃあ、このトラックマーケット来た方々がどういうふうな動向、これはどういうふうな形をしていたかっていうことを見てみましたらですね、まず購入した農産物、これ重いですよ。結構重くて量もありますので、一旦車に置いてから、そのあと今度、公園を散策したり、催し物を見たり、また飲食したり、ボート乗ったりとかしていました。ですので、この置くっていう行為が1つ加わっております。

その関係で、遠くにですね、駐車場があっても、これは難しいんですね。尾上分庁舎にあるからここで対応できるかと思っておりますけれども、まさかそこまで行って荷物を置いてまた猿賀公園まで帰ってくるっていうことは、はっきり言ってあり得ないと思います。

ですからこそ、先ほど示したとおりですね、この門前から社務所までの間の両側に車がいっぱい止まったってことは、そういうふうな状況、そういう動向からも来たものではないかと私は推察しております。

また、もう1点ですね。この日は10月の27日、衆議院選挙の投票日でありました。ですから、臨時駐車場となっていたさるか交流館は満車で、地域住民の方が投票に訪れま

したけれども、車を止めるに難儀していました。何だっけこれって感じでもって話していました。

ですので、繰り返しになりますけれども、猿賀公園に併設されている駐車可能台数130台は、これ明らかに少ないと思います。町なか、中心部であれば土地等厳しいので諦めもつきますけれども、駐車場が可能と思われる土地があることから、やはりもう一度、増設について検討いただきたく、市のお考えをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 議員から、駐車場の増設に関しましての御質問ですが、イベント時に駐車場が不足した際の対応として答弁させていただきます。

この課題については、9月定例会で議員からの一般質問に御答弁申し上げましたとおり、既設駐車場への駐車がかなわなかった場合に、臨時駐車場ほか次の駐車場へスムーズに誘導することが解決策の1つと考えております。

トラックマーケット開催当日が選挙投票日と重なり、さるか交流館へ投票にいらした方に御迷惑をおかけしたことは、大変申し訳なく思っており、イベントの臨時駐車場から外す措置を講じたり、ほかの駐車場へ誘導するスタッフを配置するなどの対策が必要であったと考えております。

重ね重ねの答弁とはなっていますが、今後も猿賀公園でのイベント開催時は、主催者らときめ細やかな協議を行って、課題解決に向けた最善の努力をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） 答弁に関しましては以前と変わらないような内容でございましたけれども。やはりですね、この駐車場は、そこを訪れる方にとっては大問題でありますので、先ほど言ったように、近くには可能と思われるような土地も約3か所ほど、私見て回ったところありましたので、ぜひとも前向きに、時間がかかっても結構ですので、検討いただきたいと思います。

それこそが、この猿賀公園そのもの、また各種イベントを行うに当たって、さらに大きな大きなエネルギーでもって、平川市そのものの経済的な効果を生み出していく原動力となっていくますし、観光地としてのですね、また認知度もさらに上がっていくと思いますので、ぜひとも前向きに検討いただきたいと思います。

続きまして、最後に3 風力発電について質問します。

本年2月9日の議案説明会で、JRE、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社による風況観測調査の開始についてと題して説明を受け、11月11日に開催された12月議会議案説明会の提出議案では、町居財産区、新館財産区、大字大光寺財産区の一般会計補正予算案の提案理由等に、風況観測塔設置による歳入、土地貸付収入及び立木伐採補償料と記述がありました。

（1）風況観測調査について伺います。

当初示された今後の想定スケジュールには、4月から5月に周辺地域住民への1回目の説明会が行われることになっていましたので、6月議会で風力発電について一般質問を考えていましたが、事業者の都合により事業を実施するか分からない状況となり、説

明会が延期になったと市側から言われ、質問を控えました。

それが、今般の財産区一般会計補正予算案では、昨年10月と今年の6月に財産区代表者への説明、8月には延期となっていた周辺地域住民への説明会が小国町会で行われたと説明を受けました。

そこで質問は、事業者が4月1日付けでJRE、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社からエネオス・リニューアブル・エナジー株式会社へと商号が変わったこと、観測位置に大字大光寺財産区が加わったこと、事業者の都合でスケジュールが変わったことなどを含め、風況観測調査の事業内容について改めて説明を求めます。

(2) 住民説明会及び財産区代表者への説明について。

周辺地域住民への説明会及び財産区代表者への説明が行われたとのことですが、住民説明会の参加者数(事業者、市担当者、住民)、それと説明の内容、質疑応答の内容についてと財産区代表者への説明、質疑応答の内容についてお知らせください。

(3) 風況観測塔設置について。

2月の今後の想定スケジュールには説明会後に、すぐに設置すると書かれていましたが、説明会が終わったことから、予定されていた2基の設置は完了しているのでしょうか、お知らせください。

(4) 風力発電事業計画について。

風力発電の事業化が可能かを調査する、風況観測調査、約2年間の調査を実施予定していますが、事業化の見込みがあるからこそ調査を行うと普通は考えます。そこで、事業者による風力発電事業計画は示されているのか、以上について伺います。お願いします。

○議長(石田隆芳議員) 市長。

○市長(長尾忠行) 私からは、風況観測調査の事業内容についてお答えをいたします。

まず、風況観測調査を実施する事業者であります。本年2月9日の議案説明会当時はジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社、JREでありましたが、4月1日付けで、エネオス・リニューアブル・エナジー株式会社、EREに社名が変更となっております。

次に、風況観測塔の設置場所についてであります。当初、小国地区内にある町居財産区及び新館財産区の所有地にまたがった場所と、当市と大鰐町の行政境界の2か所に設置する予定でありました。

行政境界付近の設置場所につきましては、その後、現地調査等が行われ、大字大光寺財産区の所有する白手山山頂付近の土地に設置することに決定したとのことであります。

スケジュールについてであります。当初は本年4月から5月にかけて周辺地域住民への説明会を開催し、風況観測塔の設置が進められる予定でありましたが、輸送ルートでの再検討を行う必要が生じたため、説明会は8月に延期となり、風況観測は令和8年までの2年程度の期間をかけて調査を行う予定とのことであります。

このほかの御質問については、総務部長より答弁をさせます。

○議長(石田隆芳議員) 総務部長。

○総務部長(對馬謙二) 私からは、まず、住民説明会についてお答えいたします。

説明会への参加者数ですが、事業者から3名、地域住民が9名、市担当者が2名でし

た。説明内容につきましては、風況観測調査の内容や目的、工事期間などについての説明があったほか、風力発電事業計画の概要についても説明がありました。

質疑応答の内容については、白手山を調査場所に選定した理由、風力発電事業計画が中止となる可能性、風力発電事業の実施による地域のメリットなどについての質問がありまして、事業者からは、国が公開している風況データや周辺環境などから、総合的に判断して検討箇所に選定した、それから、調査結果や周辺環境への影響次第では中止もあり得る、地域貢献施策として、企業版ふるさと納税や林道の整備、発電所見学会実施、清掃活動への参加などの事例があるということの、質問に対して回答を行っております。

次に、財産区代表者への説明状況についてお答えいたします。

町居財産区及び新館財産区につきましては、令和5年10月に市担当者から両財産区代表者へ、風況観測塔の設置予定地や調査項目などの事業概要のほうを説明しております。

また、土地の賃貸借に係る契約期間、借地面積や概算借地料のほか、新館財産区には、立木伐採補償料が発生する旨も説明したところであります。両財産区代表者からは、事業に対する質疑は特にありませんでした。

大字大光寺財産区につきましては、令和6年6月に市担当者が大字大光寺財産区代表者へ事業や土地賃貸借契約の概要、それから、立木伐採補償料の概算額等を説明しており、この場でも事業に対する質疑は特にありませんでした。

次に、風況観測塔の設置につきましては既に完了しておりまして、風況の観測が始まっているということでございます。

最後に、風力発電事業計画についてお答えします。

E R Eによると、当市の小国地区及び大鰐町の一部を事業予定地として、陸上風力発電事業を計画していると伺っております。

その他の詳細につきましては、今後行われる様々な調査や法令、条例等を踏まえながら、事業実施の有無も含め、決定していくと伺っておりますので、御理解よろしく願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） 今回のこの件に関しましてはですね、一旦その事業が行われるかどうか分からない、先延ばしになった関係でですね、どうなったのかなっていうふうなことで思っておりましたところ、先ほど述べたような形でもって進んでいたということで。また、説明がちょうど一般質問の通告日に近かった関係もありましたので、詳細について知る由もなく、また今後、先ほど総務部長が言っていましたとおり、いろんな形でもって明らかになってくると思いますので、この件に関しましてはですね、現状の把握にとどめまして、今後また改めて風力発電について質問させていただきたいと思っております。

ですので、今回はこれで私は終了させていただきます。以上です。ありがとうございます。

○議長（石田隆芳議員） 8番、石田昭弘議員の一般質問は終了しました。

昼食等のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

○議長（石田隆芳議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第9席、5番、葛西勇人議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（葛西勇人議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員の一般質問を許可します。

○5番（葛西勇人議員） ただいま議長より一般質問の許可を頂きました、第9席、議席番号5番、市政公明の葛西勇人でございます。

それでは、通告に従いまして、一問一答方式にて質問してまいりたいと思います。

なお、質疑においてお互いに確認をしながら進めてまいりたいと思いますので、両面7ページの資料を配布させていただきました。御参照いただきたいと思います。

また、私のホームページにも資料をアップしておりますので、ユーチューブで平川市議会中継を御覧の方は、後ほど葛西勇人で検索をして御参照いただきたいと思います。

質問に入る前に、本市議会では、市民の多様な意見を的確に把握し、政策立案、提言につなげていくことを目的に、本市にある団体との意見交換会を開催し、その活動内容や事業運営の状況及び課題などの把握に努めております。主なポイントのみ報告します。

平川市観光協会様からは、人員不足により円滑な事業運営が厳しいことから、補助金における人件費の増額や観光施設、歩道、駐車場、植栽などの整備要望がございました。また、猿賀公園で当市が工事を行う際に協会へ詳細な連絡がなく、イベント開催に調整が必要になったとし、連絡体制の強化も求められました。以前、ある町会からも同様な要望がありましたので、改めて各部署において外郭団体への報連相の徹底をお願いいたします。

それでは、私の一般質問に入らせていただきます。

1 マンホールの安全対策について質問をいたします。

マンホールは下水道管の清掃や点検のために設置されており、下水道管のほか、電気や電話線、ガス、水道など様々なものが地下に埋設されています。

マンホール蓋の耐用年数は、一般的に車道用で15年、歩道用で30年と言われます。ただし、車両通過による負荷や通行頻度、設置場所など、環境によって大きく異なります。

まずは、資料2を御覧ください。マンホールへの転落や落下事故の主な原因として、一般的にここに記載した5つが挙げられますが、一般社団法人日本グラウンドマンホール工業会が公表している、マンホール蓋が関連する下水道賠償責任保険支払件数の原因別内訳21年間の累計によると、過去21年間で累計3,028件あり、そのうち1番目に蓋と周辺舗装との段差による事故が44%、2番目に蓋外れや蓋跳ね上がりによる事故が26%、3番目に豪雨時の内圧発生での蓋が吹き飛ばされる溺水トラップによる事故が9%、そして4番目に蓋の損傷劣化、破損等による事故が7%と続き、この4点で80%以上を占めております。

（1）集会施設の敷地内にあるマンホールが落下した事案について質問をいたします。

資料1を御覧ください。今年3月に、南田中町会に指定管理してある集会施設、南田中ふれあいセンターの敷地内にあるマンホールが落下するという事案が発生しました。

確認したところ、左中央の写真にあるとおり、施設内にはマンホールが3か所あり、その中の②が落下しました。現在は修理済みですが、以前はマンホール①と同様のタイプとのことでした。

もう一度、資料2を御覧ください。一般社団法人日本グラウンドマンホール工業会が作成したマンホールふた変遷表（例）によれば、これは昭和40年代ぐらいまでに設置されたタイプ1と推定されます。そのマンホールのタイプ、落下した原因及び今後の対応についてお知らせください。

（2）市道上のマンホールの段差改善要望について質問をいたします。

資料1を御覧ください。今年9月に開催された新屋町町会のまちづくり懇談会において、住民より、夜中に市道である尾上小和森線を走る大型トラックなどの交通量が多いことにより、マンホールの段差による音がうるさいので改善してほしいとの要望がありました。

先ほども述べましたとおり、マンホール落下の原因として一番多いのが、蓋と周辺舗装との段差が挙げられているので、今回の段差改善要望の対応について、お知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 御質問のマンホールの安全対策については、建設部長より答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） 私からは、まず、集会施設の敷地内のマンホール蓋が落下した事案についてお答えします。

南田中ふれあいセンターの駐車場内の落下したマンホール蓋については、直径60センチメートルのコンクリート製となっており、今年3月に除雪車が乗り上げたことで割れ、落下したものであります。

今後の対応といたしましては、同様のマンホール蓋が駐車場敷地内に3か所あることから、来年度、除雪車が乗り上げても割れない蓋に交換する計画としております。

次に、市道上のマンホールの段差改善要望についてお答えします。

新屋町町会でのまちづくり懇談会で改善要望があったマンホールの段差については、要望後、新屋町町会長の立会いの下、現地調査を行い、下水道事業管理のマンホール周辺の一部を舗装補修で対応しております。

また、段差による音については、立会い時、車両が通行しても音が小さかったことから、新屋町町会と連携しながら、継続して調査を進める予定としております。

今後も、下水道事業管理のマンホールをはじめ、管路施設の保全に努めるとともに、今回のような個別の改善要望に対しても、速やかに調査を行いながら対応してまいります。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） まず、（1）について再質問させていただきます。

重機が上がって割れて落ちたということでございましたけれども、もう1回確認ですけど、マンホールに人が上がっても本当にそれが落下する危険はないのか、見解を伺います。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） マンホールに人が上がっても落下する危険はないのかとの質問ですが、マンホール蓋には、歩行者や自転車を対象とした耐荷重500キログラムのものから、トレーラーなどの大型車を想定した耐荷重25トンのものであり、設置箇所に応じた耐荷重の蓋を使用することが可能で、製造業者が試験を行い安全性の確認をしておりますので、人が上がっても落下する危険性はありません。

なお、南田中集会所のマンホールについては、人が乗っても落下することのない耐荷重500キログラムのものでございました。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 次ですね、南田中は分かりましたけども、今回と同様な事案が市内で発生していないのか、発生している場合にはその発生件数をお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） 南田中ふれあいセンターと同様な除雪車による事案の発生件数についてですが、集会施設においてマンホールの蓋が破損して落下したことはございませんが、令和3年に大坊コミュニティセンターにある、深さ40センチメートル程度の雨水ますの蓋が破損した事案は1件ございます。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） もう1点、市内の集会施設の敷地内にあるマンホールの耐用年数及び維持管理方法をお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） マンホール蓋の耐用年数及び維持管理の質問にお答えします。

先ほど議員からも紹介がありましたが、マンホール蓋の耐用年数については、一般的に15年から30年となっております。

次に、各集会施設のマンホール蓋の維持管理についてですが、敷地内にある排水設備等も含め、指定管理により各町会へお願いしているところです。

南田中の破損事案を受け、各集会施設の状況を調査しましたので、除雪に支障となる蓋については修繕を行い、各町会と連携し、排水設備なども含めた集会施設の適切な管理に努めていきたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 了解いたしました。南田中ふれあいセンターの敷地はですね、子供たちが遊んだり、町会での納涼祭が行われるなど、利用頻度が高い場所ですので、残りのマンホールの改修のほうもなるべく早くよろしく願いいたします。

次に、（2）について再質問させていただきます。

マンホールに段差ができる理由をお知らせください。また、それによりマンホールが落下などする危険はないのか、当市の見解を伺います。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） マンホールに段差ができる理由、落下の危険性についてお答えします。

初めに、段差のできる理由ですが、マンホール周辺のアスファルト舗装が、大型車両等の通行による負荷や摩耗等で舗装厚が薄くなったり、冬期間に土中の水分が凍結し、

地盤が隆起することにより、段差ができる場合がございます。

次に、段差によるマンホール蓋の落下の危険性についてですが、マンホール蓋は、車両等の重量に耐えられる荷重が確保されていることから、段差によってマンホール蓋が落下する可能性はかなり低いものと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） ありがとうございます。趣旨確認の際にですね、段差があるということについては、除雪車によってマンホール蓋が外れないようにするためにアスファルトより下になるように造られている、要は段差がもうあるように造られているというふうに私は伺っておりましたので。

おそらく、先ほどちょっと理由の中でありましたけど、資料2にある凍上、要は隆起するっていうことですね、そういうのが原因でやっぱり段差が深くなっていつているのではないのかなと私は推測しているんですけど、それはどうなんでしょう。ちょっと教えていただければと思います。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） 先ほども答弁したとおり、冬期間に土中の水分が凍結し、地盤が隆起することによって段差ができる場合は当然でございます。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 分かりました。雪国ですので、当然そういうケースが多くなってくると思いますので、これからいろいろ早期発見っていうんですかね、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

あと、今回と同様な改善要望が市内ではないのか、ある場合は、その発生件数をお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） マンホールの段差等の改善要望の発生件数についてお答えします。

発生件数については、令和3年度から令和5年度までの段差解消のための工事を3件施工しております。また、段差以外の苦情や相談があった場合は、個別に検討し、適宜対応しているところです。

そのほか、舗装補修工事などにより、舗装計画高と現況のマンホールの地盤高に差異が生じる場合があることから、マンホール高調整工事を令和3年から令和5年度までで9件施工し、段差を解消しております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 意外と改善数が少ないことが分かりました。

もう1点、市内の市道にある当市管轄のマンホールの耐用年数及び維持管理方法をお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） マンホールの耐用年数及び維持管理方法についてお答えします。

マンホール蓋の耐用年数は、一般的に車道で15年、その他が30年となっております。維持管理方法といたしましては、定期的にマンホールを含む管路施設の点検を行うとと

もに、通常時には、異常早期発見のため、現場パトロールにより段差や摩耗の確認をしております。

その他、マンホールポンプ場の維持管理報告等により、マンホール蓋のさびの状況確認やがたつきの修繕対応を行っております。また、マンホール周りの舗装のひび割れ等に対する苦情や相談などがあった場合には、応急的な舗装を行い、舗装補修工事を毎年行っております。

このような迅速な対応をすることで、マンホールの段差等による事故防止に努めているところです。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 安心いたしました。もう1点だけ再質問させてください。

（1）についても同じなんですけれども、一般的に耐用年数を経過したものは交換すべきだと私は考えますが、マンホール蓋はそのまま使い続けても安全なのか、その理由をお知らせください。また、新規交換しなければならない年数などもあれば、分かっていたらで結構ですけど、併せてお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） 耐用年数を超えたマンホール、使い続けても安全なのかという質問にお答えします。

市では、令和2年度に、マンホールの腐食のおそれの大きい箇所である72か所の点検調査を行っております。調査結果では、蓋の破損にはつながらない僅かなさびなどの異常は見受けられましたが、蓋自体に耐久性があることから、交換は行っておりません。

しかしながら、耐用年数経過後のマンホール蓋の安全性を確保するため、今後も定期的に調査を行いながら、耐用年数での蓋交換ではなく、調査結果を基に蓋交換の判断をしていきたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 分かりました。引き続き事故防止に努めていただきますことをお願いして、1の質問を終わりたいと思います。

次に、2 空き家・空き地対策の現状について質問をいたします。

資料3を御覧ください。これは、令和5年3月定例会で私が一般質問をした際に提示した資料ですが、最近のまちづくり懇談会においても、どの町会からも同様な空き家・空き地に関する要望が多い状況となっております。

特に、今年はアメリカシロヒトリが異常発生し、管理不全土地・建物に関する問題がクローズアップされているように感じますが、当市からの回答は、相変わらず、個人財産であるから、本人の承諾を得なければならない、市は対応できない、粘り強く交渉するという答弁に終始しております。

資料4を御覧ください。これも同じく提示した資料ですが、国は昨年度、所有者不明土地・建物管理制度や管理不全土地・建物管理制度を創設し、また、越境した竹木の枝の切取りルールを改正しました。

（1）昨年度創設されたそれらの新しい制度に関する取組について質問をいたします。

これらの新制度について、当市における昨年度からの活用実績をお知らせください。

（2）（1）の市民への周知について質問をいたします。

これらの新制度について、令和5年3月定例会の一般質問で質問したところ、新制度の周知と相談体制の検討を進めておりますとの答弁がありました。現在の状況をお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 空き家・空き地については、まちづくり懇談会をはじめ、市民から多くの相談や要望を頂いているところであります。

昨年5月1日の民法改正により、所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度の創設や越境した竹木等の切取りについて見直しがされたところであります。

これらの活用実績と相談体制の検討及び市民への周知については、建設部長から答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） 市では、空家等対策の推進に関する特別措置法及び平川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例に基づき、所有者や相続関係人の調査を行い、適切な管理をお願いしながら、草刈りや害虫駆除などの相談に対応しているところです。

所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度の活用実績については、隣地所有者などの利害関係者が裁判所に申し立てる制度であり、青森地方裁判所弘前支部に確認したところ、当市における実績は11月30日現在では、ございませんでした。

また、越境した竹木等の切取りについては、当市で相談を受けた箇所について、相談者が1件活用し、伐採したという事例を聞いております。

次に、相談体制の検討と市民への周知についてお答えします。

空き家問題への具体的な施策の協議、検討並びに庁内での情報共有及び具体的解消策の円滑かつ適切な遂行を目的に設置する平川市空家等対策庁内検討委員会にて、各課が行う相談担当業務について確認しております。

市民への周知については、広報紙や固定資産税納税通知書の啓発用のチラシを同封するほか、個別に窓口や電話にて空き家に関する相談があった際には、新制度も含めて空き家・空き地に関係する対応策についてもお知らせしているところです。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） まず、（1）について、活用実績がほぼないことが分かりました。

そこで、再質問させていただきます。

私は、所有者不明土地・建物問題、管理不全土地・建物問題及び越境した地木の切取りなどについて、これらの新制度の活用により、当市の空き家・空き地の課題解決の一助となると考えますが、活用における当市の課題などがありましたら、お知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） 所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度、越境した竹木の切取りなどの課題についてお答えします。

空き家に関する問題は、当市に限らず全国的なものであると思いますが、所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度については、隣地所有者など利害関係人が申し立てることができる制度であることから、隣地所有者自らが申立てを進めて

いかなければならず、その手続が煩雑であることや、費用負担についても自らが負担しなければならないことが課題の1つであると考えております。

また、申立て費用とは別に、不動産管理に必要な費用相当分として、予納金を納付する必要もあり、対象となる不動産によっては、高額な費用となることも制度活用の課題であると認識しております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 実は、私もこれらの支援制度活用の課題は、訴訟手続と費用負担が課題であると私も考えておりました。趣旨確認の際に、予納金に180万円必要なことに私もびっくりしているところでございます。

実は、これらの支援制度の運用について、行政視察した京都市でもですね、まだ他市の状況を調査しているという状況でございました。私は、これらの新制度を有効活用するためには、まずは利害関係人となる市民にこの制度を知ってもらうために、新制度の説明会の実施と相談窓口を充実させることが必要であると考えております。

次に、訴訟支援として、弁護士の紹介や予納金を含む訴訟費用の支援も必要と考えております。さらに、公益性が高いと判断した場合は、平川市空家等対策協議会あるいは協定を締結している関係団体などと相談しながら、当市が利害関係人となって訴訟する方策も考えていくべきではないかと考えております。

当市には、他自治体に先駆けて、ぜひそのスキームづくりと環境整備をお願いしたいと思っております。

次に、第2期平川市空家等対策計画にもあるとおり、空き家・空き地問題を放置すると、防災、防犯、衛生、景観等の地域住民の生活環境が悪化し、地域力の低下を招くおそれがあるため、私はその対策費用や人手を増やして対応していかなければならないと考えますが、当市の見解を伺います。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） 空き家・空き地問題について、予算や人手を増やしての対応をする考えについてお答えします。

空き家・空き地問題とも、市内の部局横断的な協力体制を構築して対応しているほか、老朽危険空家等解体撤去補助金の予算も不足しておりませんので、現在、増やしていくことは考えておりません。

ただし、今後、空き家が増加し、いま以上に生活環境に悪影響を及ぼす状況となった際には、予算、人員の拡充が必要になることもあると考えております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 趣旨確認の際に教えていただきましたけれども、令和6年度の対策予算がですね、管理不全建物管理命令申立費用が約180万円、老朽危険空家等解体撤去補助金が400万円で、合計約600万円ということでございました。当市でも予納金の予算を組んでいるということがここで分かったわけでございます。

ちなみにですね、行政視察した高崎市の対策予算は毎年1億円を計上すると、京都市は毎年1.5億円を計上するというところでございました。もちろん、人口規模が違うのでそんなに予算をかけることができないことは理解しておりますけれども、肌感覚として、当市では最低でも毎年1,000万円以上の予算措置を講ずるべきではないかと私は考えてお

ります。

実は、後ほど詳しく述べますが、総務省統計局発表の令和5年度住宅・土地統計調査住宅数概数集計（速報集計）結果によると、当市の空き家率は13.4%で、前回の平成30年度調査の12%に対して1.4ポイント悪化しており、また、そこから二次的住宅、賃貸用住宅、売却用住宅を除くその他住宅の空き家率は80%で、前回の65%に対して15ポイント悪化している状況となっております。

空き家率に関しては、全国で13.8%、青森県で16.7%と当市はまだ下回っておりますけれども、その他住宅の空き家率は、全国で約43%、青森県で約56%と、当市はかなり上回っている状況でございます。

したがって私は、対策予算、人員の拡充は必要であると感じておりますので、当市に再検討をお願いしたいと思っておりますのでございます。

ちなみに、速報集計によれば、市内空き家戸数は1,610戸、前回比210戸増。二次的住宅160戸、150戸減。賃貸用住宅160戸、10戸増。売却用住宅ゼロ戸、30戸減。その他住宅1,290戸、380戸増。その中のですね、腐朽、破損ありの空き家が530戸、前回に比べて130戸増となっております。

この腐朽、破損ありの空き家が増えていることが、まちづくり懇談会などでの要望が多いことを裏づけているものと私は考えております。この集計速報結果につきまして、当市でどのような感想をお持ちなのか伺います。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） 令和5年住宅・土地統計調査と当市における空き家率についてお答えします。

住宅・土地統計調査は、住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにする統計調査で、5年ごとに実施されており、直近では令和5年10月1日現在で調査が実施されたところです。

住宅・土地統計調査は抽出調査のため、抽出結果は推定により公表されておりますが、平川市の住宅戸数の総数1万2,020戸に対し、空き家は1,610戸であり、空き家率が13.4%でありました。

また、空き家総数に対する、その他空き家率については、空き家1,610戸のうち、賃貸用や売却用、別荘などを除いたその他の住宅が1,290戸で80%でありました。

このことから、当市の空き家の多くが利用されておらず、何らかの理由で住人が長期不在となっている状況であることが示されたところであります。

また、この状況については、土地統計調査での空き家が3か月以上住んでいない場合、我々が空き家法に基づいて空き家としているものが1年以上住んでいない場合を対象としており、対象の日数が4分の1程度の調査でございます。

我々が現在把握している空き家が400戸であることを考えますと、ほぼ推定値としては合っているのではないかなというように考えております。

今後も、その他の空き家、要は全く使われていない空き家ですね、これが少しでも減少するよう、空き家所有者への啓発活動については強化していきたいと思えるような統計の内容だったと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 以前、積水ハウス様より、当市の移住・定住事業は他市に比べて魅力的ではあるが、若者世帯が全国の賃貸物件を調査する不動産情報サイト、アットホームにおける当市の件数がゼロ件で、当市において子育て世代、若者世帯向けの賃貸住宅の供給が不足しているとの指摘を受けておりました。

私は、当市の空き家・空き地対策は、その解決は当然として、その利活用や流通促進により移住・定住促進にもつながるものと考えておりますので、繰り返しになりますが、当市に対して対策予算、人員の拡充の再検討をお願いいたしたいと思っております。

もう1点、行政視察した京都市では、令和3年度から、危険な空き家に対して勧告命令、代執行を躊躇しない方針に転換したところ、空き家の解決率がアップしたとの報告がありました。

当市でも京都市同様に方針転換をすべきではないかと考えますが、当市の見解を伺います。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 空き家対策の方針転換についての御質問にお答えをいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されてから10年が経過しましたが、相続放棄されたものや、長期間にわたり未相続の状態が続く、関係者を把握することが困難な空き家など、当市においても、依然有効な対策を講ずることが難しいものもございます。

議員が御視察された京都市においては、空き家化の予防を目的とした意識啓発や、空き家相談員の設置、空家等管理活用支援法人の指定による空き家の流通促進など、空き家が特定空家化する前の対策をはじめとして、著しく老朽化した空き家に対しては、代執行を見据えた迅速な指導、勧告、命令を行うなど、総合的な空き家対策を実施しているところであります。

空き家は、空き家の所有者または管理者が適切に管理することが原則であります。京都市を含めた各自治体の取組内容を参考としながら、特定空家化する前の予防対策や、法に基づいた迅速な措置を検討してまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 私は、相続登記、変更登記申請の義務化の効果は、もう少し待たなければならないのかなと考えております。

前回の一般質問でも述べましたが、当市においても、平成30年度から令和5年1月の5年間に老朽危険空家等解体撤去補助金で47件の空き家が解消しており、それが空き家等の勧告措置の件数と近似していることから、勧告措置を取ることは空き家解消に効果的であったと私は考えているところでございます。引き続き検討をお願いしたいと思います。

資料5を御覧ください。これはですね、京都市の総合的な空き家対策の概要ですが、市長が述べたとおり、当市も同様の対策を講じていることが分かりました。

そこで、もう1点、再質問ですが、令和5年3月定例会にて、空家等管理活用支援法人について質問させていただきました。京都市では既に5者を指名しているようですが、当市の指定状況をお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） 空家等管理活用支援法人についてお答えします。

空家等管理活用支援法人については、令和5年12月13日に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律にて創設されたもので、市区町村長が空き家の活動や管理に取り組むNPO法人、社団法人、会社等を空家等管理活用支援法人として指定し、空き家等の管理または活用に関する情報の提供や相談などを業務として行っているものです。令和6年8月1日現在で、全国で29市町が指定済みとなっているところですが、

当市においては、これまでも空き家に関する専門団体や民間事業者と連携協力して情報提供や相談業務を行ってきたところですが、今後、具体的な設立の時期、指定の時期等は現段階では考えておりません。

なお、空家等管理活用支援法人に関する情報は、今後も収集しながら、必要に応じて検討を進めることとしたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 分かりました。私は早く指定していただいたほうがいいのかなと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

私からもう1点お願いがございます。京都市では、空き家等の不良度判定及び特定空き家等の推計値とそれに対する措置などの指標のほかに、資料5にあるとおり、空き家の通報・解決率の指標も用いております。

この解決率アップこそ、市民ニーズにマッチするものと考えておりますので、ぜひともこの指標をですね、当市でも用いていただくことをお願いしたいと思います。

（2）について、新制度のチラシを作成していることが初めて分かりました。これが終わったらぜひ拝見させていただければと思っています。

そこで、再質問させていただきます。

新制度について、広報誌やホームページなどでの周知のほかに、まちづくり懇談会などにおいても個別案件ごとの解決策のオプションとして新制度を紹介していくべきだと考えますが、当市の見解を伺います。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） まちづくり懇談会に限らず、空き家に関する制度や対応策については、広く周知していく必要があるものと考えておりますので、今後も効果的な周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） よろしくお申し上げます。私が調べたところ、令和元年度から令和6年度までのまちづくり懇談会の実施回数73回に対して、空き家・空き地関連の質問が37回とされております。

そのことから考えると、市民の困り事として関心は高いと言わざるを得ないと思っています。ぜひとも、空き家・空き地問題の解決率アップに向けて、その対策予算、人員の拡充とその他の環境整備をいま一度検討いただきますことをお願いして、2の質問を終わりたいと思います。

次に、3 平川ねふたまつりについて質問いたします。

資料6を御覧ください。今年度の平川ねふたまつりの観光入込客数は、青森県観光入

込客数統計によると、2日間で過去最大となる約7万6,000人となりました。

昨年度に当市で開催されたあおもり10市大祭典の来場者数は、単純には比較はできませんが、2日間で14万人であったことを考えると、やり方をもっと工夫していけば、今後も右肩上がりに推移していくのではないかと推測します。

今後のやり方のヒントとして、河合清子著書のねぶた祭“ねぶたバカ”たちの祭典を参考に考えますと、私はねぶたまつりも、第1段階、地域のまつりから、第2段階、観光・魅せるまつり、そして第3段階、企業のまつりへと発展していき、その3つの段階にあった目的及び実施検討項目があると考えております。

私が思うに、平川ねぶたまつりは、第1段階の地域のまつりから1段アップして、観光のまつり、魅せるまつりの第2段階に来ているものと考えております。

第2段階の実施検討項目は、①ねぶた、はやし、前ねぶたなどの独自性、②インパクトを持たせること、そして③観光客へのサービス及びインフラ整備となります。

この中で、当市にとって特に重要となるのが③ですが、電柱の地中化やトイレや喫煙場の整備なども順調に進み、また情報発信も強化され、よい流れができていていると感じております。もっとも、以前より運行時間が長いことが問題の1つに挙げられておりました。

そこで、まず（1）令和6年度の運行における課題について質問いたします。

今年度は有料観覧席の一部のお客様が、まつりのトリを飾る世界一の扇ねぶたの運行を見ることなく席を離れる状況があったと伺っております。お金を払って平川ねぶたまつりを見に来たのに、メインの世界一の扇ねぶたが見られず帰っていくお客様の気持ちを想像すると、申し訳ない気持ちでいっぱいになります。

これを踏まえ、運行時間が長過ぎるという課題の原因と対策について、当市の見解を伺います。

次に、（2）まつりを盛り上げていくための今後の取組について質問いたします。

平川ねぶたまつりの観光入込客数を増やすための今後の取組について、当市の見解を伺います。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 私からは議員御質問のうち、まつりを盛り上げていくための今後の取組についてお答えをいたします。

御承知のとおり、今年度のねぶたまつりは過去最大となる7万6,000人のお客様にお越しいただき、平川ねぶたファンの獲得や、知名度の向上につながれたことは、大変うれしく思っております。

一方で、議員御指摘のとおり、いまだ課題が多く、また、いま以上に観光入込客数を増やす取組も必要であると感じております。

平川ねぶたまつりは、かねてより団体ごとに異なるはやしや、それに合わせた踊り、趣向を凝らした前ねぶたなど、その特色を評価いただいております。

加えて、近年はテレビや新聞など、マスメディアに取り上げていただく機会が増えたほか、運行団体や観覧者などがSNSや動画投稿サイトへ数多く投稿くださり、それらが広く目に留まる機会ができたことも観光入込客数の増加につながっていると考えております。

市としましても、SNSなどによる情報発信の継続や、参加団体の維持または増加のための支援をしていくほか、安全な観覧体制の整備やスムーズな運行によって、まつりを盛り上げ、楽しんでいただけるよう取り組み、さらなる観光入込客数の増加につなげてまいりたいと考えております。

令和6年度の運行における課題については、経済部長より答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 私からは、今年度の運行における課題についてお答えいたします。

議員の御質問については、9月定例会でも石田昭弘議員から御質問いただいております。今年度明らかとなった課題については、団体の意見を伺いながら、まつりを運営する実行委員会において対策を協議し、まつりに関わる全ての人が楽しみ盛り上げていけるよう改善に努めたいとお答えしていたところであります。

今年度、運行時間が長くなったことは、団体の間隔が大きく開いたことが原因と捉えております。その要因として、待機場所のイオンタウン平賀から出発地点のデイリーヤマザキ平川店までの間で団体の間隔に差異が生じたこと、運行中のパフォーマンスによっても団体間の適度な間隔が保てなかったことなどと推測しております。

市といたしましては、これらの課題を解決し、時間の短縮を図ってまいりたいと考えております。

また、この間隔の問題については、8月末に、ひらかわねふた連絡協議会が開催したまつり反省会でも協議され、運行団体が各自持ち帰って対策を検討いただくこととなりました。

来年春に改めて検討結果を持ち寄り、再協議を行う予定でありますので、合同運行参加規則に盛り込むことなどを検討したいと思います。

来年度のねふたまつりでは、交通規制時間内に運行を終え、お越しくださったお客様に最後までまつりを楽しんでもいただけますよう、ねふたまつり実行委員会及びねふた連絡協議会と意思統一を図り、しっかり対応してまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） まず、（1）について再質問させていただきます。

資料7を御覧ください。運行時間が長過ぎるという課題の解決策として、まず、青森ねふた祭と同様に、運行時間を19時から21時までの2時間に収めることを提案したいと思っています。そして、それを実現するために、10市大祭典と同じ平賀駅前を出発して、イオンタウン平賀を終着とする運行コースに変更する。

この目的はですね、スムーズなねふた運行の開始と、現在の出発点のイオンタウン平賀の上り坂問題解消、そして世界一の扇ねふたの運行を、平川市中央公園に設置されている有料観覧席のお客様がすぐに見られることにあります。

②団体ごとの隊列の長さ、団体間の距離にルールを設け、審査での採点対象とすること、③規定位置の山車通過時間を設定し、団体の進行管理、誘導するタイムキーパーを設置すること。

これらの実現性について、課題なども含めて当市の見解を伺います。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 議員御提案の運行における課題解決策についてお答えいたします。

まず、運行時間を2時間に収めてはとの議員の御提案でございますが、運行時間を2時間と定めるというのではなく、あくまでも観覧に来られた方に御満足いただいた上で、交通規制時間内に運行を終えるということを目指して、まつり実行委員会と対策を協議してまいりたいと考えております。

また、御提案いただきました対策のうち、団体間の距離につきましては、合同運行参加規則に、前を運行するねぶたとの間隔は30メートル以内として運行すること、目に余る違反は減点等がなされるとありまして、全団体へ周知されております。

ほかに御提案いただきました、運行コースの変更や団体ごとの隊列の長さ、通過時間の設定等につきましては、まつり実行委員会やねぶた連絡協議会などと共有して、実現の可否を判断してまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 私はですね、平川ねぶたまつりは、これからは、先ほど第2段階ってお話させてもらいましたけれども、お客様ファーストで運営を考えていくことが大事になると私は考えております。

人間の集中力はですね、一般的に90分程度が限界と言われております。したがって、お客様にまつりを本当に楽しんでもらうためには、やはり運行時間を2時間以内に収めることを目指すべきだと私は考えています。それを実現するための方策を、ぜひとも当市には関係団体と協議していただくことを望みたいと思っています。

その上で、私は、団体間の距離もそうですけれども、1ねぶた団体の距離を定めることも重要であると考えております。

青森ねぶた祭の場合は、その距離は130メートルと定められております。今年度は、肌感覚ではありますけれども、各団体での出し物がいつも以上に増えて、その距離が長くなったと感じており、運行時間が長くなった一因と私は考えております。

あわせて、運行時間2時間でのタイムスケジュールを作成し、その管理をねぶた団体に任せるのではなく、それを管理し誘導するタイムキーパーの設置検討もぜひお願いしたいと思っています。

次に、（2）について、今年度、過去最大の観光入込客数を達成できた理由は、私も市長同様にですね、当市や平川市観光協会様などの関係団体が強化してきた、マスメディアやSNS、動画投稿サイトへの情報発信だと思っています。

そこで、再質問をさせていただきます。

今後も平川ねぶたまつりを盛り上げていくための取組案として、私から次の4点を提案したいと思います。

①まつり期間を4日間に延長する。

②イオンタウン平賀の敷地内に大型ねぶたの小屋を建設して展示する。この目的は、観光、にぎわい及びインスタ映えスポットづくりをすること。もう1点、市内の子供たちがねぶたへの写生をすることや研究にも効果が期待されていると私は考えています。実は青森市でもですね、ねぶたの展示の前で子供たちが一生懸命写生している姿を拝見しています。

③1日目は前夜祭としてねふたばやし演奏のはやしコンテストを実施する。この目的は、ねふたばやしの伝承と技術向上にあります。やはり練習の成果発表の場は、私は必要と考えています。これは青森ねぶた祭も一緒でございます。

④4日目は後夜祭として、ねふた大賞のねふたを中心にして盆踊り大会を実施する。この目的は、尾上音頭など地元の民謡を復活させるとともに、平川市の伝統である流し踊りの普及にも効果があると考えております。

以上、これらの実現性について、課題などを含めて当市の見解を伺います。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 議員御提案の、まつりを盛り上げるための今後の取組についてお答えいたします。

まず、まつり期間を4日間に延長してはという御提案でございますが、運行団体、運営側両方の人手の確保が大きな課題と考えます。

現在、多くの運行団体が8月1日や4日は町会内や近隣他地区を運行したり、休日としていることから、まつり期間の延長は団体ごとで意見が分かれるものと推測いたします。

また、まつりの運営には資格を有する警備員の配置が不可欠となりますが、この期間は県内各地でまつりが同時に行われているため、警備員の確保が困難な状況にあることに加え、各団体のまつりに携わる人員の確保も難しくなっていると聞いております。

一方で、まつり期間の延長を含め、御提案いただいた展示の仕方や前夜祭及び後夜祭の開催は、誘客を促進しての経済効果のみならず、おはやしの技術向上やねふたの保存継承など、様々な波及効果が期待できる取組であると思います。

御提案いただいた内容は、運行における課題解決策の御提案とともに、まつり実行委員会及びねふた連絡協議会などと共有して、実現の可否を判断してまいりたいと思います。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 予算や人員確保などの課題が多いことや、まつりを盛り上げていく方法は人それぞれの思いがあることは重々承知の上で、私なりの提案をさせていただきました。

実は私ですね、もっとアイデアがありまして、できれば平川ねふたまつり運行の先陣はですね、碓ヶ関関所祭りの大名行列をやってはいかがかということや、例えば4日目にはですね、緑青園の花火も同時に行ったらどうかとか、あと7万6,000人来るのであれば、そこで当市のやはり目玉として、獅子踊りなんかも披露してはどうか。そんなことも考えたりしていますけれども、ますます予算が増えて財政部長に怒られるかと思うますので、これは控えるとしましてですね。

最後にですね、昨年開かれました、当市の開催の10市大祭典で私が一番感動したことなんですけれども、2日目に運行した山車がイオンタウン平賀に戻ってきたときにですね、10市のはやし方全員によるはやし演奏が自然発生的に行われました。すごい盛り上がりました。会場内に一体感が生まれ、私も大変感動いたしました。

私は、平川ねふたまつりも、そのように見てきてくださったお客様に、楽しさもそうですけれども、ぜひとも感動を与えられるまつりとなることを願っております。ぜひと

も期待しておりますので、頑張ってくださいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（石田隆芳議員） 5番、葛西勇人議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次に、お諮りします。

明日11日は常任委員会開催のため、12日、13日、16日及び17日は議事整理のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

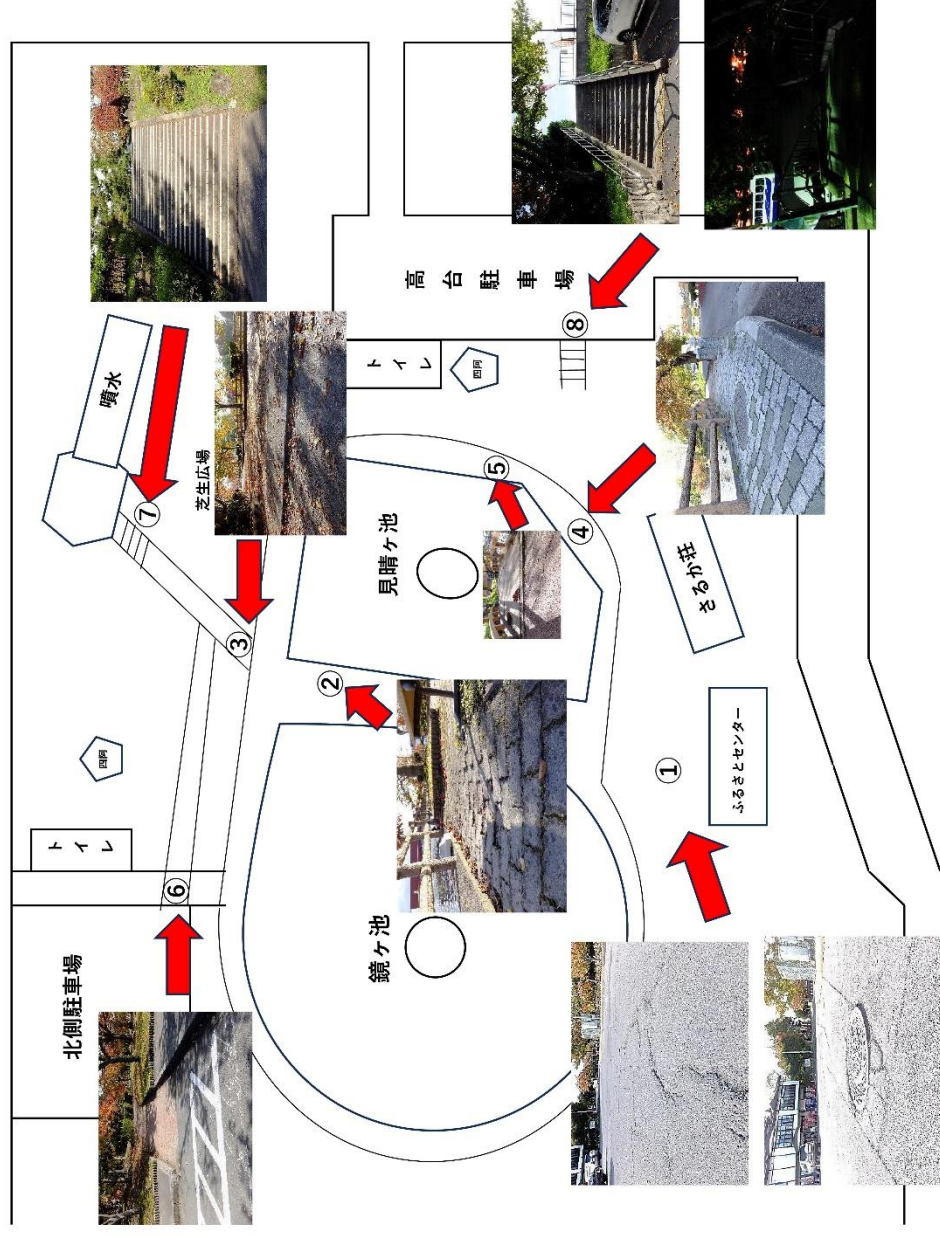
○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

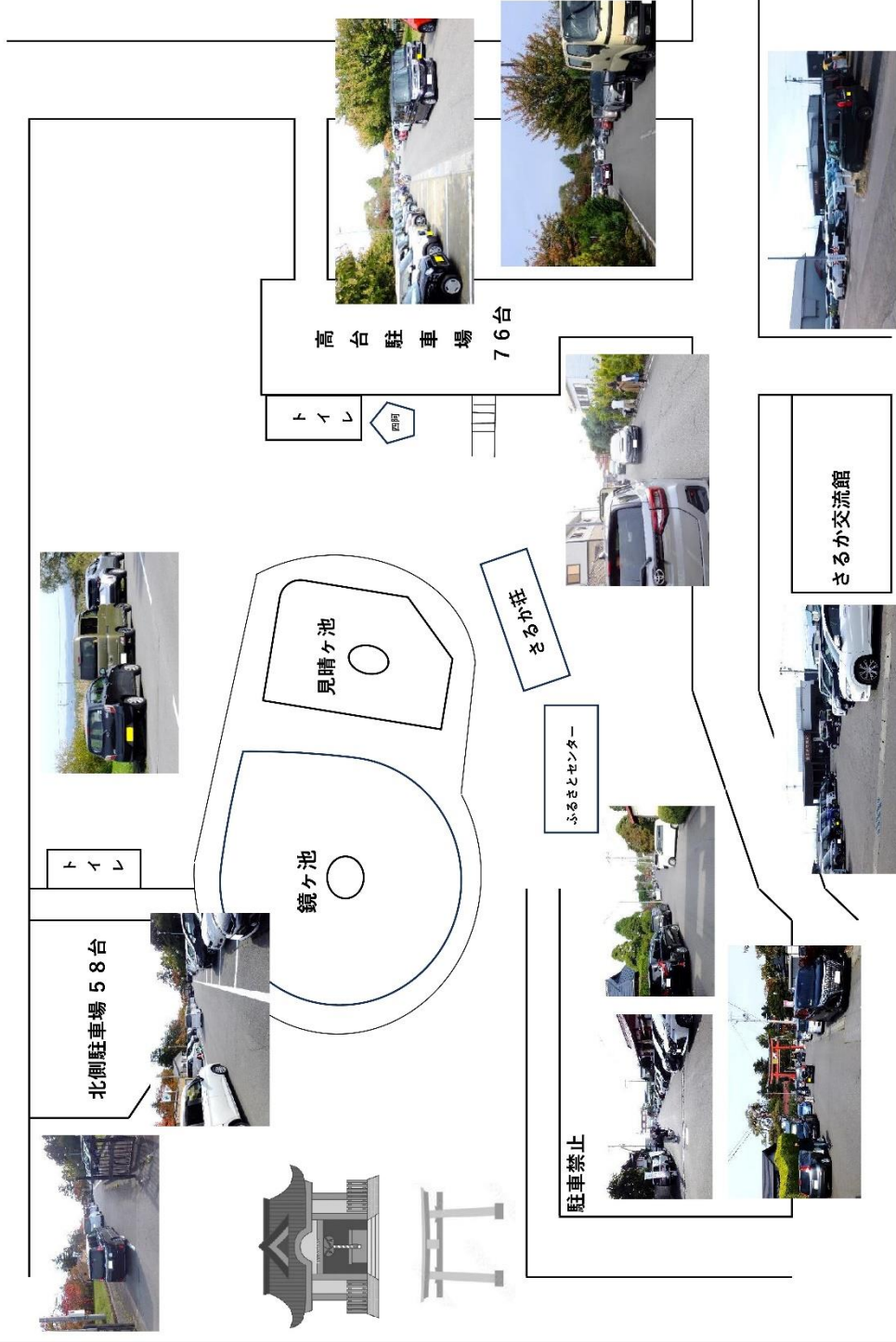
よって、次の本会議は、18日、午前10時開議とします。

本日は、これをもって散会します。

午後 1 時58分 散会

猿賀公園 園路の危険箇所 (2024 12月定例会 一般質問資料)





1 マンホールの安全対策について①

資料 1

令和6年12月定例会 一般質問資料 葛西勇人作成

【マンホールに関する事案および要望】

- (1) 集会施設(南田中ふれあいセンター)の敷地内にあるマンホールが落下した事案(南田中町会)
 - ▶ 車を運転中に、タイヤが穴にはまった。**落下した原因は不明。**
- (2) 市道(尾上・小和森線)にあるマンホールの段差の改善要望(新屋町町会)
 - ▶ 夜中に大型トラックが行きかう際に、段差による音がうるさい。

〈 南田中ふれあいセンター 〉



マンホール①(現状品)



マンホール③(現状品)



マンホール②(修理済)

〈 尾上・小和森線(新屋町付近) 〉



マンホール周辺にくぼみあり

1 マンホールの安全対策について②

【マンホールへの転落や落下事故の主な原因】

- ・大雨による下水道の水かさが増し、内部の空気圧や水圧が高まって蓋が吹き飛ばされる「溺水トラップ」
- ・蓋と周辺舗装との段差
- ・蓋外れや蓋の跳ね上がり
- ・下水道マンホール下部に固着した流動化処理土塊が剥離して落下
- ・冬期間に土壌が凍結して氷の層が発生し、それが厚くなるために土壌が隆起する「凍上」、など

〇〇市マンホールふたの変遷表(例)

	タイプ1	タイプ2	タイプ3	タイプ4	タイプ5	タイプ6
ふた蓋						
特徴	・ふた表面にコンクリートが充填	・JIS仕様	・亀甲模様	・亀甲模様 ・長バール穴	・都市デザイン模様 ・長バール穴	・スリッパ防止模様 ・長バール穴
ふた蓋						
特徴	・設置し ・継ぎ目無し	・設置し ・くさり式での連結	・設置し ・ふた裏面構造方式 ・ふた裏面構造方式	・設置し(第一種) ・ふた裏面構造方式 ・ふた裏面構造方式	・設置し(第一種) ・ふた裏面構造方式 ・ふた裏面構造方式	・設置し(第一種) ・ふた裏面構造方式 ・ふた裏面構造方式
推奨設置年 注1	～S40年代	～S50年代	S61年～H5年	S61年～H5年	H6年～	H6年～
荷重仕様	不明	不明	T-20/T-14	T-20/T-14	T-25/T-14	T-25/T-14
材質 ふた/枠	コンクリート/FC	FC	FC	FC	FC	FC
支持構造						
MHとの接続状況	×	×	×	×	×	×
安全	×	×	×	×	×	×
性能	×	×	×	×	×	×
評価	×	×	×	×	×	×
注2	×	×	×	×	×	×
スリッパ	△	△	△	△	△	△

注1:推奨設置年は、構造での記載。
注2:安全性能評価は、現行G4規格と対比による判例【○:現行G4規格の性能を有している △:性能不十分 ×:性能なし】

2 空き家・空き地対策の現状について①

資料 3

令和6年12月定例会 一般質問資料 葛西勇人作成

(1) 平川市の空き家等対策の課題について

ア 空き家等の主な課題（※平川市まちづくり懇談会（平成30年5月～令和4年6月まで開催分）での会議録を参考）

■参照 平川市ホームページ「まちづくり懇談会」

No	市民からの質問内容の概要	市からの回答	主な課題
1	何年も前から一部が壊れている危険性の高い空き家があり、近隣住民は日ごろから不安を抱えながら生活している状況である。持ち主がいるため勝手な対応は難しいと思うが、行政の力で対応をお願いしたい。 	全国的に空き家が増えている状況の中、行政で空き家の撤去をすることが非常に難しい。令和元年（※厳密には平成30年度）の市内の空き家の件数は420件ほどで、そのうち特定空き家は23件ほどである。 <u>当市からは持ち主に対して改善してほしい旨を要望しているが、なかなか実施されていない状況である。市では空き家の解体費用に対する助成があり、昨年度はそれを利用して解体していただいた例もある。行政が空き家の解体を執行した場合、持ち主に費用を請求することになるが、回収できない可能性が高い。</u> <u>そこに市民の方々の税金を充てることも後ろめたき課題となっている。</u> 台風等の災害で屋根が破損した場合は消防と連携し、ロープ等で補強して二次被害が起きないように対応している。また、市で平成29年に定めている空き家等対策計画においては、特定空き家に認定された空き家の持ち主に對し、最初に助言・指導を行い、改善されない場合は勧告を行う。それでも改善されなければ命令を出し、行政代執行となる。なんとか空き家を減らしていきたい気持ちはあるが、なかなか行政代執行まで踏み込めない状況である。	◎代執行の費用問題 →費用回収できない可能性が高いので、代執行に踏み切れない?! ◎危険空き家等解体撤去の費用問題
2	空地・空き家の雑木や雑草、ハチの巣、動物の発生などへの対応について、持ち主がわからず連絡がとれないと、市としては対応できないといわれた。 所有者が不明な空き家があるが、その敷地内の植木の枝を切ることはできないか。	個人の資産については市が対応することはできない。例えば、アメリカシロヒトリについては、町会に対応をお願いしたいということ、防除のための機器の貸出や薬剤の配布を行っている。職員が対応するには、人的な余裕も不足している。 <u>所有者の承諾を得なければ、切ることができない。</u>	◎所有者不明土地・建物問題 ◎相隣関係問題
3	現在、空き家とみられる家が2件あり、持ち主が病気になるってそのまま連絡がつかなくなっと思うが、市で持ち主が元気なうちに連絡先などを収集することができないか。	事前に連絡先を集めることは難しい。また、行政が介入するには、元気づけからではなく、空き家が崩壊する直前の対応となる。 <u>個人の財産であることから、あくまで本人との交渉が前提である。</u>	◎管理不全土地・建物問題
4	今後空き家が増えていくことが予想されるので、住まいを探している方や移住者に提供する等の活用の方を考えていけばよいのではないか。	空き家が増えていることは全国的な問題であり、市内の空き家の所在や危険性については、調査を実施した上で把握している。 その活用についてはさまざまな検討しているが、空き家バンクへの登録制度の利用や、解体・撤去費用の一部補助も実施している。	◎空き家等の利活用問題

2 空き家・空き地対策の現状について②

資料 4

令和6年12月定例会 一般質問資料 葛西勇人作成

■個人調べ

(2) 課題解決に向けた施策等について

ア 空家等対策についての新制度・ルール創設及び課題解決に向けた施策案（提言）

No	主な課題	新制度等の創設・改正／課題解決に向けた施策案（提言）
1	◎代執行の費用問題 ◎危険空家等解体撤去の費用問題	▶環境保全を目的とした「法定外目的税」の創設（案） （目的） 環境保全を目的として、危険空家等解体撤去の（行政／略式）代執行などの費用に充てる。 （納税義務者） 空家の所有者（※課税物件は空家の所有） （課税標準・税率） 必要とされる行政コストを予想し、それを空家の戸数で除することにより、課税物件一単位あたりの税負担を設定する。 ▶空家等の解体撤去費用の事前徴収制度の創設（案） 〃固定資産税上乗せ・積立制度の創設（案） 相続放棄や所有者不明になった場合に備え、空家の所有者から解体撤去費用を事前徴収する仕組みや固定資産税への上乗せ、積立する仕組みを創設する。 
2	◎所有者不明土地・建物問題 ◎相隣関係問題	■「所有者不明土地・建物管理制度」の創設【令和5年4月1日施行 民法等一部改正】 所有者不明の土地・建物について、利害関係人が地方裁判所に申し立てて、当該土地・建物の管理人を選任してもらいうことができるようになる。管理人は、裁判所の許可を得れば、当該土地・建物を売却することも可能。 ■越境した竹木の枝の切り取りルールの改正【令和5年4月1日施行 民法等一部改正】 越境された土地の所有者は、竹木の所有者に枝を切除させる必要があるという原則を維持しつつ、次のいずれかの場合には、枝を自ら切り取ることができるようになる。 ①竹木の所有者に越境した枝を切除するよう催告したが、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき ②竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができるとき ③窮迫の事情があるとき
3	◎管理不全土地・建物問題	■「管理不全土地・建物管理制度」の創設【令和5年4月1日施行 民法等一部改正】 所有者が適切な管理をしていないために他人の権利が侵害されるおそれがある土地・建物について、利害関係人が地方裁判所に申し立てて管理人の選任をしてもらうことができるようになる。これにより、破損が生じている擁壁の補修工事や、ゴミの撤去・害虫の駆除等を管理人に依頼することも可能となり、土地・建物の適切な管理が期待できる。
4	◎空家等の利活用問題	■「空家等管理活用支援法人（仮称）に関する指定制度」の創設【令和5年3月上旬に閣議決定予定】 空家物件の利活用を促すため、空家対策に取組むNPO法人などが、市区町村の指定を受けた上で、所有者の相談対応等に当たる「空家等管理活用支援法人（仮称）に関する指定制度」を設ける。 ▶空家の地域サロン改修（リノベーション）助成金の創設（案） 〃家賃助成金の創設（案） 空家物件の利活用を促すため、NPO法人等の地域団体や高齢者、子育て世代の方々が気軽に利用できる場所として活用する場合、改修費用の一部や家賃の一部を助成する。 

2 空き家・空き地対策の現状について③

資料 5

令和6年12月定例会 一般質問資料 葛西勇人作成

(事例紹介) 京都市の総合的な空き家対策について

■ 参照 京都市様行政視察時の提示資料
「空き家対策について」を参照

① 意識啓発・空き家化の予防

- ・様々な媒体を通じた意識啓発
- ・司法書士等と連携し、「空き家化の予防」をテーマとした説明会（おしかけ講座）の開催

② 活用・流通の促進

- ・総合的なコンサルティング体制の整備 ⇒ 「地域の空き家相談員」の設置、活用方法等のアドバイを行う専門家の派遣

空家等管理活用支援法人の指定

- ・活用・流通に向けた所有者への働きかけ⇒地域主体の空き家対策を支援する「**地域連携型空き家対策促進事業**」

- ・若年・子育て世代の住まいに向けた空き家活用機運の醸成⇒「Kyoto Dig Home Project」

③ 危険な空き家への指導

- ・空き家対策に総合的に取り組む体制の整備（通報窓口の整備）⇒通報窓口を各区役所・支所に設置

- ・**所有者調査・現地調査業務における民間の力を活用**

- ・**条例に基づく指導等の適正管理対策の実施**

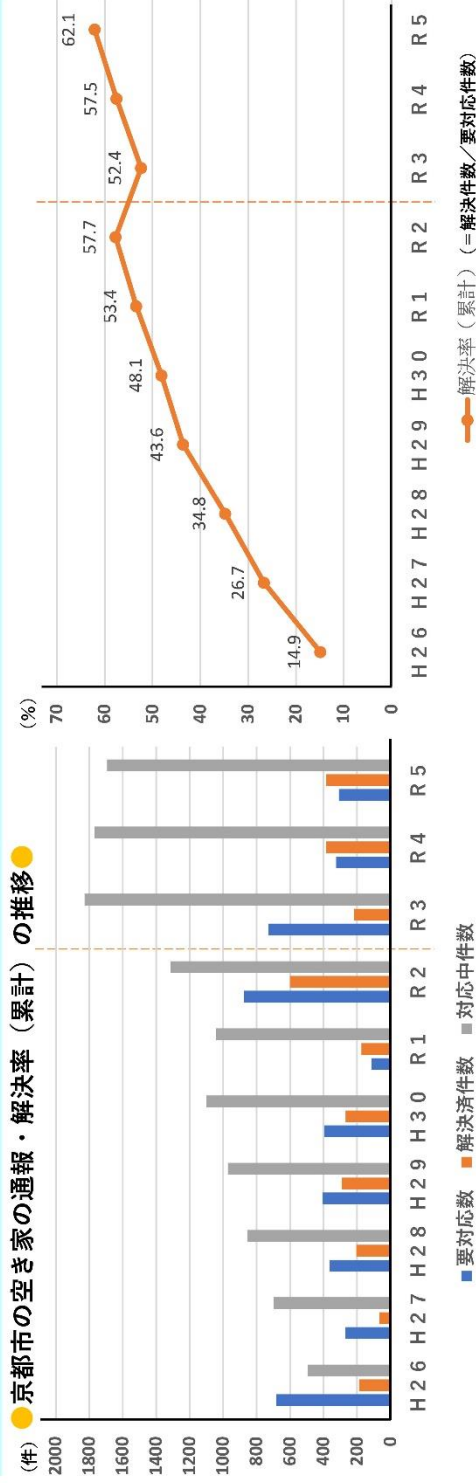
④ 密集市街地・細街路対策との連携（跡地の活用等）

- ・現地調査⇒所有者調査⇒助言・指導⇒**命令→代執行（7件実施）**
- ・密集市街地において、跡地を地域の防災性向上に役立てる場合の支援制度の創設
- ・細街路での建替えを可能とする新たな道路指定制度の活用

※令和3年から方針転換し、空き家への強力な指導を実施！
（**勧告・命令を躊躇しない方針！**）

空き家の解決率UP（下図参照）

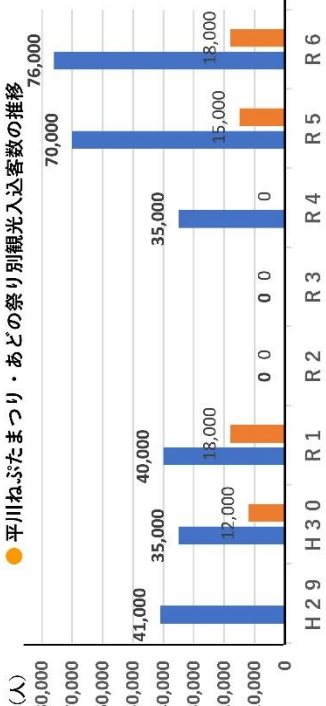
● 京都市の空き家の通報・解決率（累計）の推移



3 平川ねぶたまつりにについて

資料 6

令和6年12月定例会 一般質問資料 葛西勇人作成



● ねぶたまつりの3段階における目的、課題、及び実施検討項目について

■ 平川ねぶたまつり ■ 平川あどの祭り ■ 参照 「青森県観光入込客数統計」を参照

段 階	目 的	課 題	実施検討項目 (想定)
【第1段階】 地域のまつり	・地域の団結力強化 ・地域のにぎわい創出	①地域の協力体制の構築 ②参加者数の増加 ③地域からの寄付	①地域の協力体制の構築 ・町会、子ども会、老人クラブ、婦人会等との協力体制構築 ・PTA、保護者、交通安全協会等との協力体制構築 ②参加者数の増加 ・ねぶた製作の協力依頼 ・親子の協力依頼 ・まつり参加への寄付金集め ③地域からの寄付金集め ・製作資金確保のため、地域からの寄付金集め ・地域、協力団体への謝状、その他
【第2段階】 観光 (魅せる) のまつり	・独自性 ・インパクト ・観光客へのサービス	①ねぶた、囃子、前ねぶたなどの独自性 ②寄付の拡大 ③観光客へのサービス、及びインフラ整備	①ねぶた、囃子、前ねぶたなどの独自性 ・総師の選定、独自の囃子、前ねぶたなどの検討 ・観客を惹きつける運行の検討 ②寄付者の拡大 ・製作資金確保のため、地域以外の事業者等からの寄付金集め ・観光客へのサービス、及びインフラ整備 ・テレビやSNSなど様々な媒体での宣伝 ・観光客へのサービス向上 (うちわ等のノベルティの提供など) ・運行コースの整備 (観客席、トイレ、喫煙場の整備も含む) ・観客の安心安全確保及び導線の確保 (公共機関、車、駐車場、他) ・運行時間の管理徹底
【第3段階】 企業のまつり	・宣伝効果 ・勝負	①企業の宣伝力アップ ②大賞に向けた戦略構築 ③実行委員会、ねぶた団体の体制強化	①企業の宣伝力アップ ・平川ねぶたまつりのメジャー化 (観光客数UP戦略) ・企業のキャラクターなどの前ねぶた製作 ・企業要望対応 (顧客の参加) ②大賞に向けた戦略構築 ・勝てる総師の選定 ③実行委員会、ねぶた団体の体制強化 ・組織的な運行、囃子、その他の実施 ・実行委員会、ねぶた団体の体制強化 ・実行委員会の企業力などの強化 ・ねぶた団体の企業との交渉力強化

■ 参照 「ねぶた祭 - ねぶたバカ」たちの祭典」 (河合清子著) を参考とした。

3 平川ねぶたまつり業について

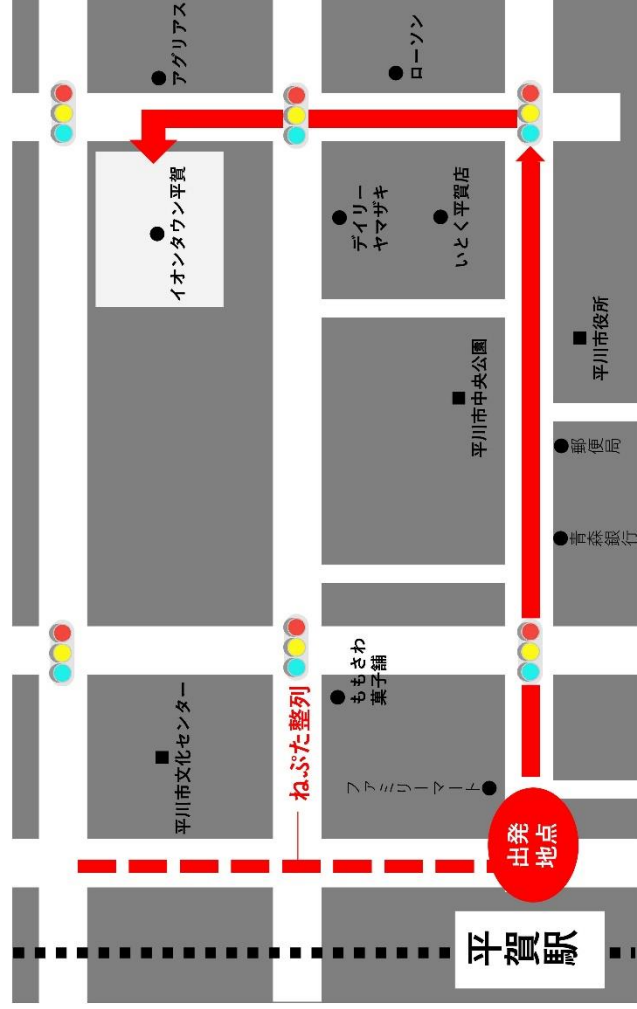
資料 7

令和6年12月定例会 一般質問資料 葛西勇人作成

【課題解決策の一案】

- **運行時間を19時から21時までの2時間とする。**それを実現するために、以下の通りとする。
- ① **運行コースは、平賀駅前を出発し、イオンタウン平賀を終着とする。(10市大祭典のコース)**
ねぶた整列場所は、平川市文化センター前の道路とする。
▶イオンタウン平賀の上り坂問題解消。「世界一の囃ねぶた」を観覧席客はすぐ観れる。
- ② **ねぶた団体自体の距離と、ねぶた間の距離を定め、それを超える団体は審査の減点とする。**
- ③ **ねぶたが規定の通過点を過ぎる時間を監視・誘導する「タイムキーパー」を設置する。**

● 平川ねぶたまつりの運行コース一案



● ねぶた団体の運行距離・通過の管理

